

新宿区景観形成ガイドライン

形態意匠の手引き

目次

はじめに	1
1.作成の経緯・目的.....	2
2.本書の対象.....	3
3.本書の位置づけと使い方	4
(1) 本書の位置付け	4
(2) 本書の構成.....	5
(3) 本書の使い方.....	6
第1部：形態意匠の考え方	7
1.周辺景観との調和に配慮する.....	8
2.景観の中で建築物が果たす役割に配慮する.....	9
第2部：具体的な取り組み方	13
1.周辺景観と調和した形状・デザインとする.....	14
(1) 圧迫感の軽減に配慮する.....	14
(2) 意匠のまとまりに配慮する.....	16
(3) 地域景観との調和に配慮する（形状・デザイン）	18
2.周辺景観と調和した素材・色彩を選ぶ.....	21
(1) 景観を阻害するおそれのある色彩を避ける.....	23
(2) 地域景観との調和に配慮する（素材・色彩）	31
(3) 素材・色彩選びの作法.....	38
3.景観上重要な要素に配慮する	41
(1) 面的な景観要素に配慮する.....	41
(2) 線的な景観要素に配慮する.....	42
(3) 点的な景観要素に配慮する.....	45
資料	47

はじめに

1.作成の経緯・目的

新宿区内には超高層のビル群からみどり濃い住宅地まで、世界最大級の繁華街から地域の風情ある商店街まで、江戸の歴史を感じさせる路地からアジアの異国情緒あふれる通りまで、南北4キロ、東西5キロの範囲に、実に個性的で多様な景観が形成されています。しかし、一方で、経済性や効率性を重視した建築物の計画や公共事業等によって、まちの特性や歴史を体現してきた個性的なまちなみが徐々に失われることも生じています。こうした問題から、新宿区は、今もなお多くの地域で輝きを放っている「個性的で多様な景観」を区の魅力として、また、貴重な財産としていかしながら、まちづくりを推進することが重要と考え、景観行政に力を入れてまいりました。

新宿区では、景観法が制定される以前（平成3年）から「新宿区景観基本計画」を策定し、東京23区で最も早く「新宿区景観まちづくり条例」を制定していました。また、平成16年に景観法が施行されると、平成20年に景観行政団体となり、翌平成21年には「新宿区景観基本計画」を踏まえた「新宿区景観まちづくり計画」を策定するなど、法制度の活用にも取り組んでいます。

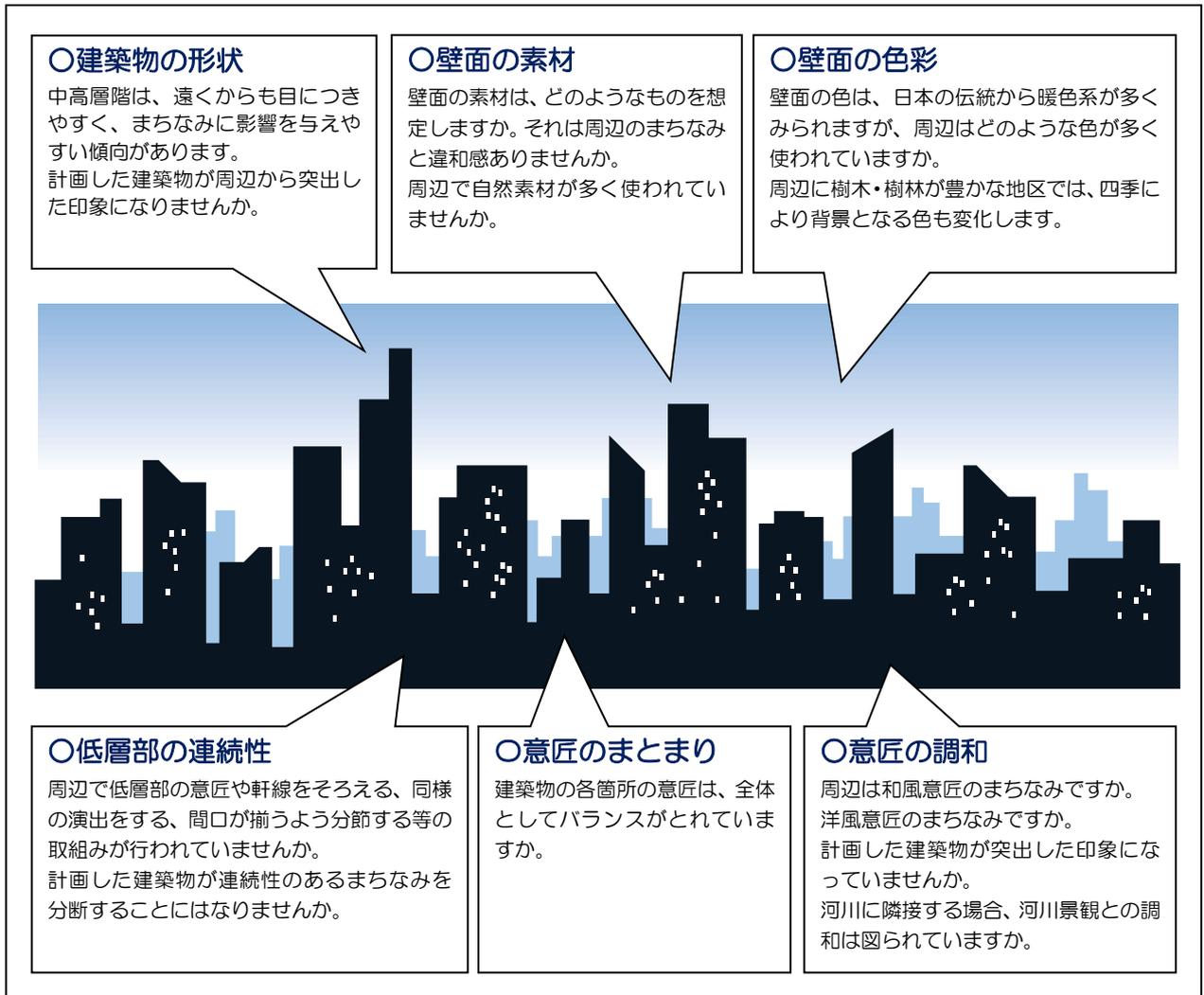
新宿区では、一定規模以上の建築物等を建築する場合には、事業者と「景観事前協議」を行い、事業者の創意工夫の自由度を尊重しつつ、良好な景観形成への配慮を促しています。こうしたきめ細やかな対応の成果として、協議後の多くの案件は事業者の配慮により、景観の向上に資する計画となります。しかし、協議前には景観特性に対する配慮が不十分な事例も存在します。

こうした状況を踏まえつつ、景観事前協議のさらなる質の維持・向上を図るため、景観まちづくり計画や景観事前協議の中でも重要な項目となる「形態意匠」について、新宿区景観形成ガイドライン等の考え方をわかりやすく解説するとともに、新宿区の景観行政で課題となっている事項や地域の景観特性を踏まえた配慮や工夫について新たな発想を促す事例を示すことを目的に、本書を作成しました。

2.本書の対象

建築物等の外観は、形態（形状や模様や色彩等）によって作られますが、これらを工夫することを「形態意匠」と言います。形態意匠を考えると、例えば次のような視点があります。形態意匠のさまざまな点に配慮して、工夫してください。

■形態意匠の視点例



本書では、こうした多様な形態意匠を

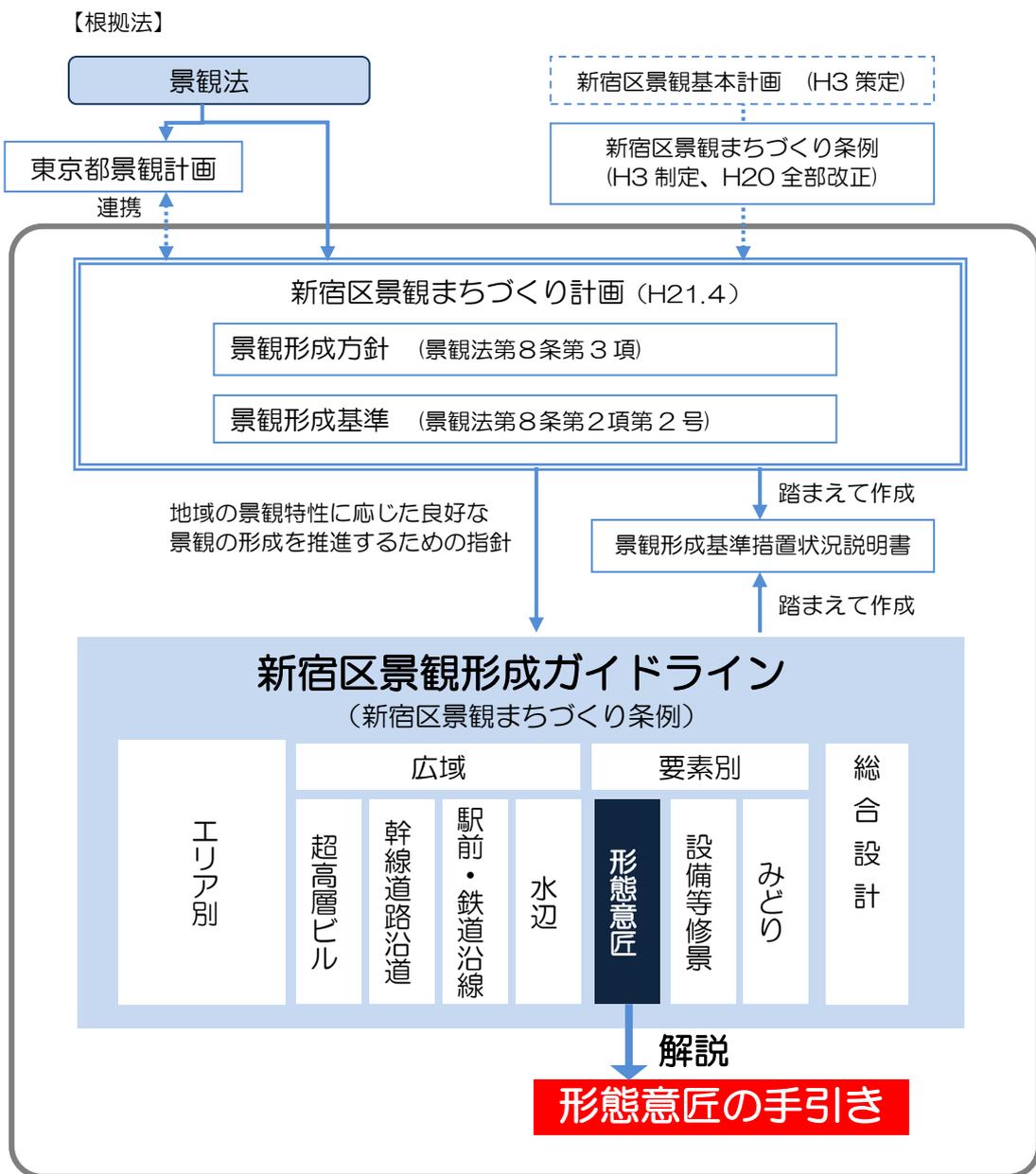
「形状・デザイン」「素材・色彩」の2つの切り口をよりどころに解説します。

3.本書の位置づけと使い方

(1) 本書の位置付け

本書は、新宿区の景観形成に関わる上位計画である「新宿区景観まちづくり計画（景観法）」に基づき定める「新宿区景観形成ガイドライン」の内容を、形態意匠の観点から解説するものです。

■参考 上位・関連計画との関係図



(2) 本書の構成

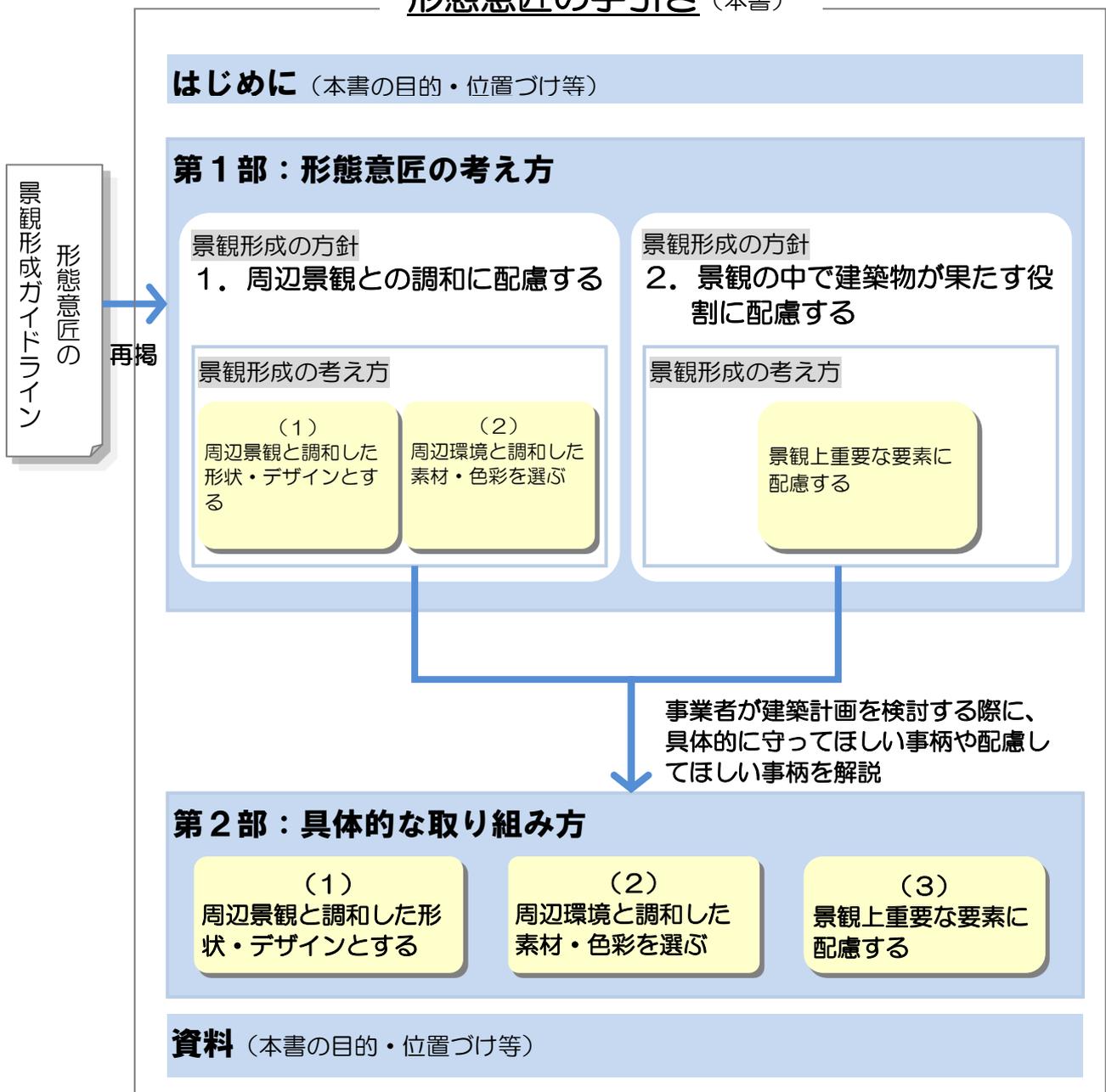
本書は、2部で構成します。

第1部は、景観形成に関する形態意匠の基本的な考え方を理解していただくために、新宿区景観まちづくり条例に基づく「形態意匠の景観形成ガイドライン」を再掲しています。

第2部は、第1部の「景観形成の考え方」の項目に沿って、事業者が建築計画を検討する際に具体的に守ってほしい事柄や配慮してほしい事柄を、イラストや写真、コラム等を用いて解説しました。

■本書の構成

形態意匠の手引き (本書)

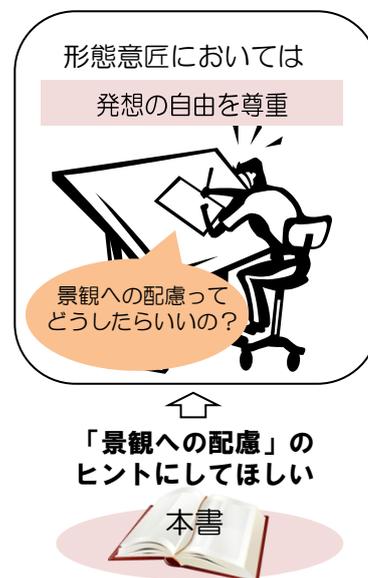


(3) 本書の使い方

① 景観への具体的な配慮を検討する際の「ヒント」として活用する

「色彩や形状が制限されると発想が狭められ画一的なまち並みにならないか？」そんな懸念を持たれるかもしれません。ですが、新宿区景観まちづくり計画で示す「景観形成基準」に代表される新宿区のルールはデザインの発想を制限するためのものではありません。周辺景観との調和や、区で重要と考える眺望点からの見え方の配慮等の「最低限の留意点」を共有できるように設けたルールです。

本書は、新宿区景観まちづくり計画に示される新宿区のルールを具体的に解説するものです。建築物等の形態意匠の検討の中で、景観への具体的な配慮を検討する際の「ヒント」として活用してください。



② 建築計画の早い段階および景観事前協議の際に活用する

一定規模以上の建築物の計画については、新宿区景観まちづくり条例に基づき、景観事前協議が義務付けられています。限られた工期の中で事業者と区が効率的に協議を進めるためには、事業者と区がその場でイメージを共有していくことが重要です。

建築計画や景観事前協議での協議の円滑化を図るためにも、本書を参考に、事業者は建築計画の早い段階から、新宿区が目指す景観形成に関わる形態意匠の考え方について理解を深め、建築計画へ反映するよう努めてください。

また、本書は景観事前協議において、事業者と区が景観形成に関わる形態意匠の配慮事項について協議する際に、お互いにイメージを共有するための拠り所として使用します。

さらに、景観事前協議の際に事業者は「景観形成措置状況説明書」の作成が必要です。「景観形成措置状況説明書」の各基準への対応について、本書を参考に検討してください。

本書を拠り所に協議の場でイメージ共有



③ 小規模な建築物の計画を検討する際にも活用する

本書に示す景観形成に関わる形態意匠の配慮事項の考え方は、一定規模以上の建築物だけでなく、全ての建築物に共通する事柄です。

小規模建築物の計画や壁面の塗り替えなど、建築物の形態意匠の変更に関わる様々な場面においても、本書を手元に置いて参考としてください。

第1部：形態意匠の考え方

1. 周辺景観との調和に配慮する

- 建築物の外観を構成するものは多様であり、建築物の様々な箇所が外観・まちなみに影響を与えます。例えば周辺の景観特性を考慮せずに用いた華やかな色彩や圧迫感が感じられる長大な壁面は、周辺景観に影響を与えます。
- 個々の建築物の形態意匠が、地域の地形や歴史、地域性に基づいた景観特性を読み取り、周囲との調和が図られているとき、まちなみも自ずと美しいものとなります。周囲のまちなみも踏まえ、良好な景観となるよう、様々な点から形態意匠を検討してください。



景観形成の考え方

(1) 周辺景観と調和した形状・デザインとする

- 建築物の規模や立地条件などによる、周辺景観への影響を配慮して、建築物の形状・デザインの工夫により周辺景観との調和に努めてください。

具体的な方策

① 圧迫感の軽減に配慮する

- 長大な壁面が生じないようにする
- 崖下からの眺めに配慮する

② 意匠のまとまりに配慮する

- 建築物および敷地全体のバランスに配慮する
- 建築物の向きに配慮する

③ 地域景観との調和に配慮する（形状・デザイン）

- 落ち着いたまちなみに配慮する
- 賑わいの連続性に配慮する
- 敷地の形状や地形に配慮する

景観形成の考え方

(2) 周辺景観と調和した素材・色彩を選ぶ

- 建築物に使用する素材・色彩は、建物のコンセプトに即して、外壁や外構等に使用する素材の色合いや素材感、建築物全体のバランス等を考慮し、創意工夫して下さい。
- 一方で、素材・色彩の使い方によっては、周辺景観に大きな影響を及ぼすことがあります。周辺の地域景観と調和に配慮した素材・色彩選びに努めてください。

具体的な方策

① 景観を阻害するおそれのある色彩を避ける

- 原色に近い高彩度の色彩は避ける
- 真黒・真白は避ける

② 地域景観との調和に配慮する（素材・色彩）

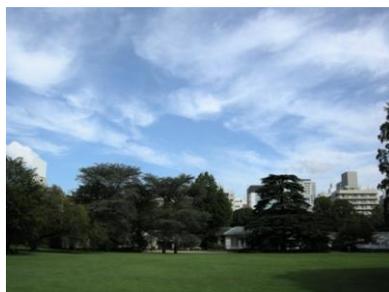
- 落ち着いた地域は、自然になじむ素材や低彩度色・自然色を基調とする
- 賑わいのある地域は、明るさや開放感を演出する素材を活用しつつ、節度ある色使いに配慮する

③ 素材・色彩選びの工夫

- 全体のバランスに配慮する
- 素材の色・質感をいかに

2. 景観の中で建築物が果たす役割に 配慮する

- 新宿区内には超高層ビル群やみどり濃い住宅地など、実に個性的で多様な景観が形成されています。
- こうした景観を細かく分析していくと、地域の景観には、その骨格となる重要な要素（ランドマークや結節点など）が存在し、周辺にある建築物については、その要素との調和に配慮した形態意匠とすることが求められます。
- 景観の中で建築物が果たす役割に配慮して形態意匠を工夫して下さい。



景観形成の考え方

景観上重要な要素に配慮する

- 景観上重要な要素に近接する場合には、その景観と調和するよう、形態意匠に配慮する。

具体的な方策

① 面的な景観要素に配慮する

- 見晴らし景観（パノラマ）に配慮する

② 線的な景観要素に配慮する

- 景観上重要な道路の景観に配慮する
- 崖線や水辺の景観に配慮する
- 景観上重要な見通し景観に配慮する
- 車窓からの眺め（シークエンス）に配慮する

③ 点的な景観要素に配慮する

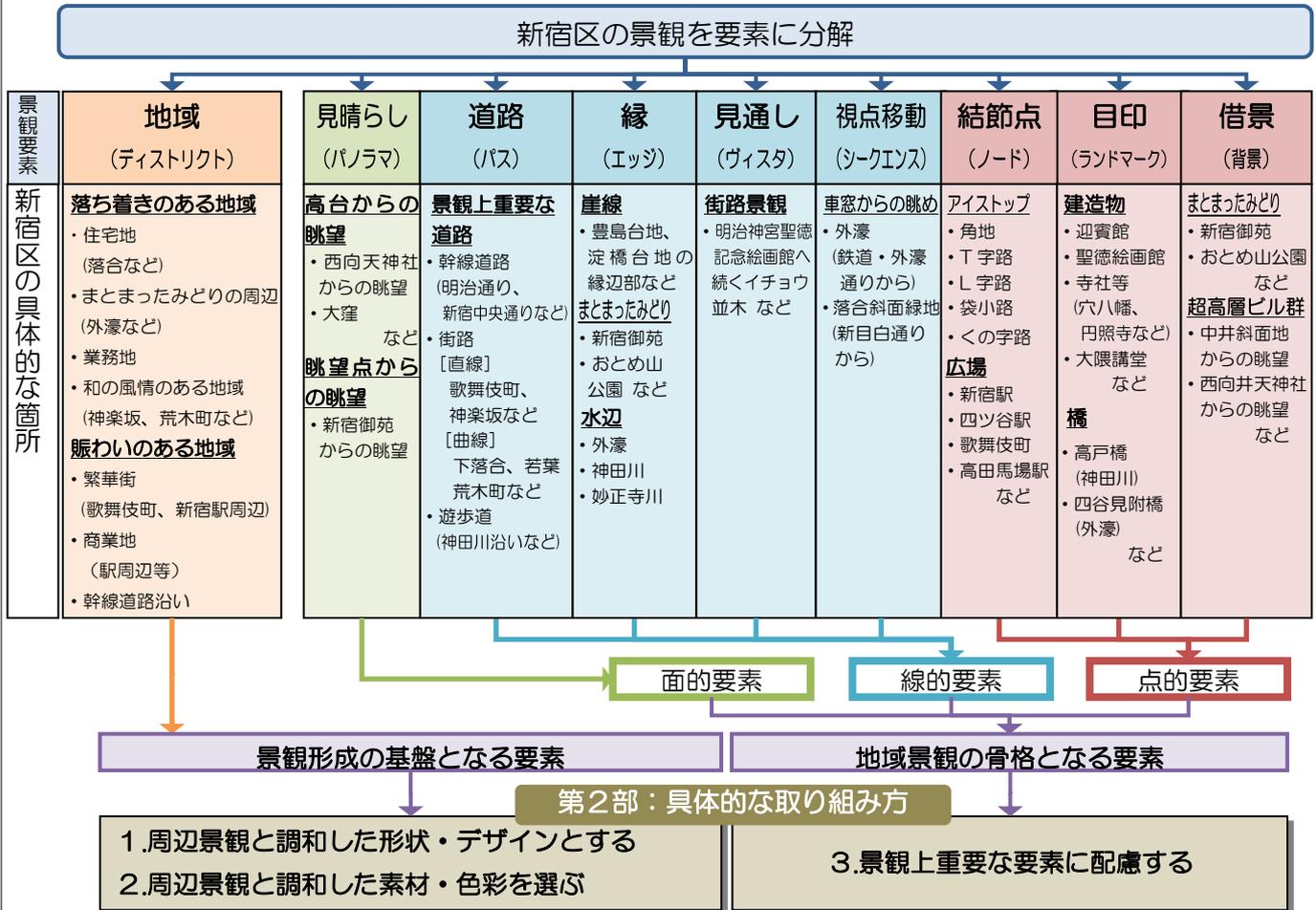
- アイストップや景観上重要な都市空間の景観に配慮する
- ランドマークへの眺めに配慮する
- 背景を楽しむ景観（借景）に配慮する

コラム：新宿区の景観要素 ～個性的で多様な景観特性の意味～

□新宿区の景観は多様な景観要素で構成されていることを理解する

新宿区の景観は「個性的で多様である」と前述しましたが、具体的にはどういふことでしょうか。下表は、新宿区の景観を、既往の景観理論を参考に景観要素別に分解したものです。景観形成の基盤となる地域景観（ディストリクト）及び、景観の骨格となる見晴らし（パノラマ）から借景まで様々な要素が存在し、これらが折り重なって「個性的で多様な」景観が形成されていることがわかります。本書では、こうした様々な景観要素を念頭に入れ、第2部：具体的な取り組み方で形態意匠に関する配慮事項を示していくこととします。

【参考】景観理論を用いて分解した「新宿区の景観要素」



【参考とした理論】ケヴィン・リンチ「都市のイメージ」など

コラム …景観上重要な要素の探し方 ～エリア別ガイドラインの活用～

建築物の計画地の周辺調査の際には、エリア別ガイドラインの「景観特性図」を活用して景観上重要な要素をおさえましょう。

景観上重要な要素		エリア別ガイドラインの凡例(例)
面的要素	見晴らし	眺望点
線的要素	道路	景観上重要な道路
	縁	崖線、斜面地、平坦地、河川
点的要素	見通し・視点移動	眺望点、重要な軸線、景観上重要な道路
	結節点	景観上重要な交差点、アイストップ、景観上重要な都市空間
	ランドマーク・借景	ランドマーク、地域を象徴する建造物

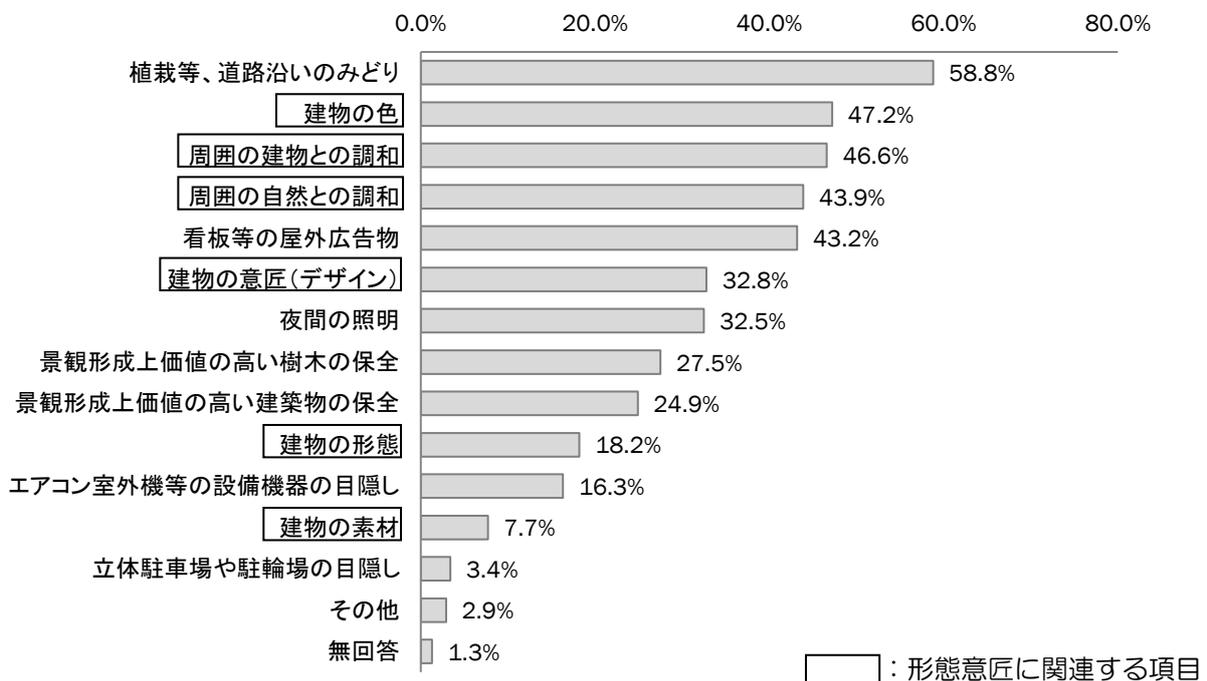
コラム：形態意匠に対する区民の意向

□色彩の誘導や周辺景観との調和を求めている

建築物・工作物で、景観上重要であると考えてるものを聞いたところ、「植栽等、道路沿いのみどり」(58.8%)が6割近くで最も高くなっていました。

形態意匠に関する項目については、「建築物の色(47.2%)」や「周囲の建築物との調和(46.6%)」、「周囲の自然との調和(43.9%)」、「建築物の意匠(デザイン)(32.8%)」が上位に位置しています。区民にとって「みどり」や「屋外広告物」と並んで、「建築物の色」や「周囲の建築物や自然との調和」、「建築物の意匠」といった「形態意匠」は、景観形成上重要な事柄であると認識されていると言えます。

建築物・工作物で、景観上重要であると考えてるもの



出典：平成24年度新宿区区民モニターアンケート（新宿区区長室広聴担当課／平成25年3月）

コラム：景観事前協議での課題

□新宿区景観まちづくり計画等に示す事柄を正しく理解してもらう必要がある

問題だと思われる事例	課題
○景観形成基準の主旨が事業者には伝わらず、事業者の創意工夫が引き出せない。	①景観形成基準の意図を伝える必要がある。
○「落ち着いた色」といって「真黒、真白」を大面積で使用する。	②「調和」の考え方を伝える必要がある。
○長大な壁面について、既存の分節化された建築物の壁面より面積が狭いことを理由に分節化等の対策を取らない。	③「周辺への影響」の考え方を伝える必要がある。

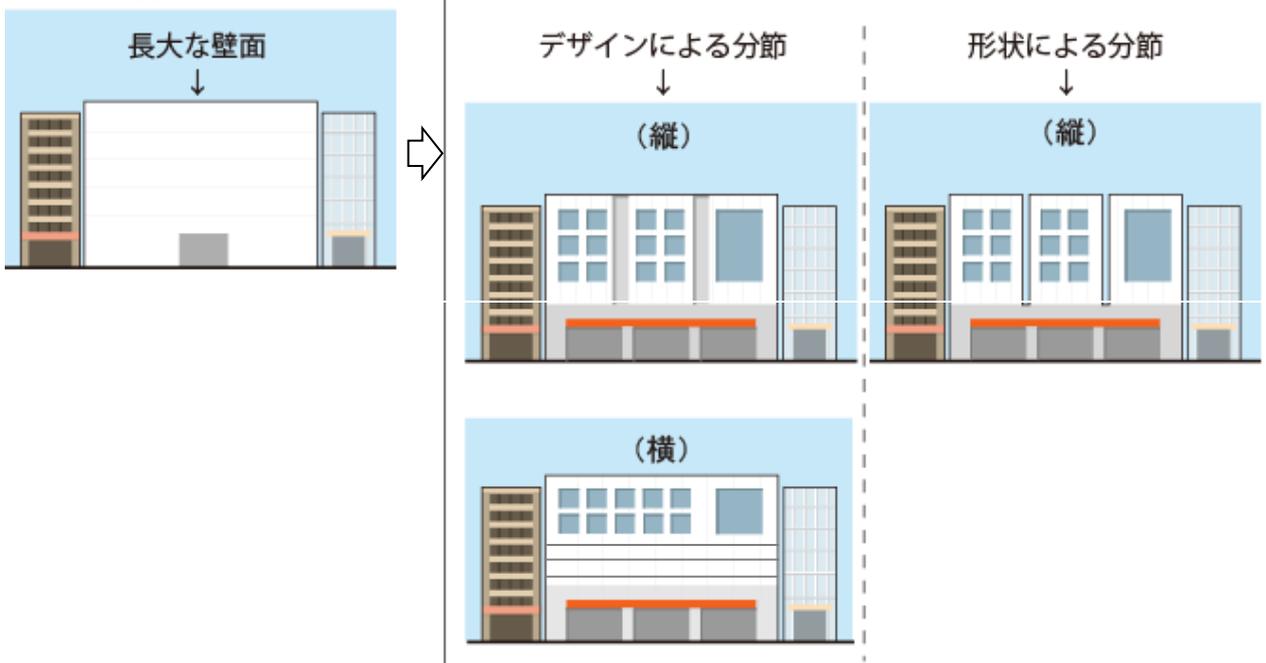
第2部：具体的な取り組み方

1. 周辺景観と調和した形状・デザインとする

(1) 圧迫感の軽減に配慮する

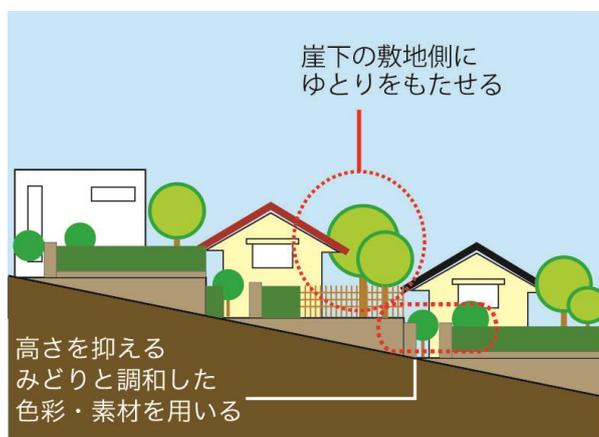
① 長大な壁面が生じないようにする

■ 壁面の分節のイメージ



○長大な壁面が生じないように、壁面の分節化、壁面の位置、隣棟間隔等の配慮を行う

② 崖下からの眺めに配慮する



○崖上では崖下からの眺めに配慮し、圧迫感を軽減するよう配慮する

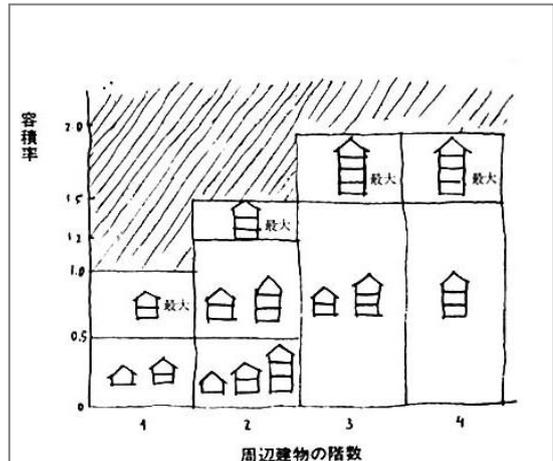
コラム …大規模なものは影響も大きい、スケール感への配慮

■周辺の建築物より大きな建築物は景観への影響も高まると認識することが重要

C・アレクサンダーは、パタンランゲージの中で建築物の階数にまつわる3つの規則の1つに「周囲の大勢からあまりかけ離れた高さの建築物にしないこと。(中略)一般的には隣接建築物とほぼ同じ高さにすべきである。」と言及しています。

この考え方のように全ての建築物を同規模にすることが難しい場合もありますが、建築物の規模が大きくなる計画では、その建築物の形状・デザインが周辺景観に与える影響について検討が必要です。

計画する建築物は地域の景観形成の担い手の一主体です。大規模な建築物を計画する場合、建築物が周辺景観の中でどのように見えるか、また、どのようにすれば周辺景観への影響を軽減できるかという視点を考慮し、建築物の形状・デザインを工夫してください。



C・アレクサンダーはパタンランゲージの中で、「経験則からいえば1階以上違えないほうがよい。」とも言及しています。

出典：パタンランゲージ（C・アレクサンダー）

■ヒューマンスケールに配慮する

建築物の大きさを捉える時に、人間の大きさを尺度にした「ヒューマンスケール」を用いることがあります。人間が生活や活動をするために適した空間をつくるためには、建築物の規模や形状がその場にいる人々にどのような印象を与えるか考慮することが重要です。

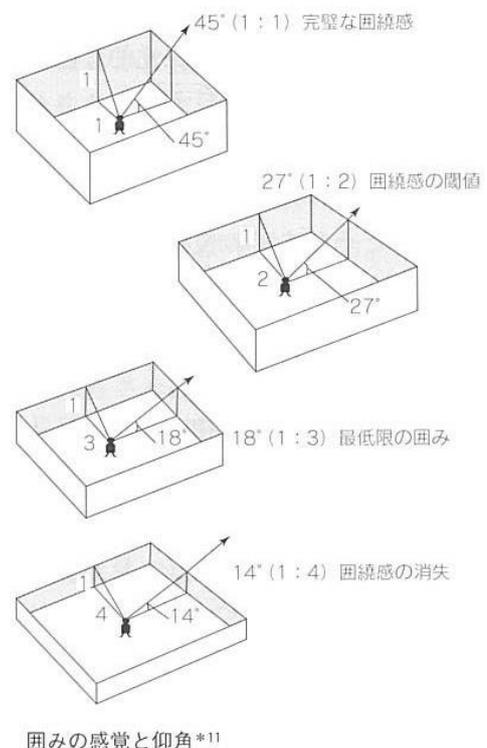
■圧迫感を感じる高さ

（仰角 45° を超えると圧迫感を感じる）

建築物の圧迫感を示す1つの指標として、「仰角」を用いる方法があります。

壁面の仰角の場合、 45° で完全な囲みの感覚となり、 18° が囲みの感覚の最小値、 14° では囲みの感覚が消失すると言われています。

周辺の建築物の圧迫感の軽減のために、こうした概念も参考にしてください。



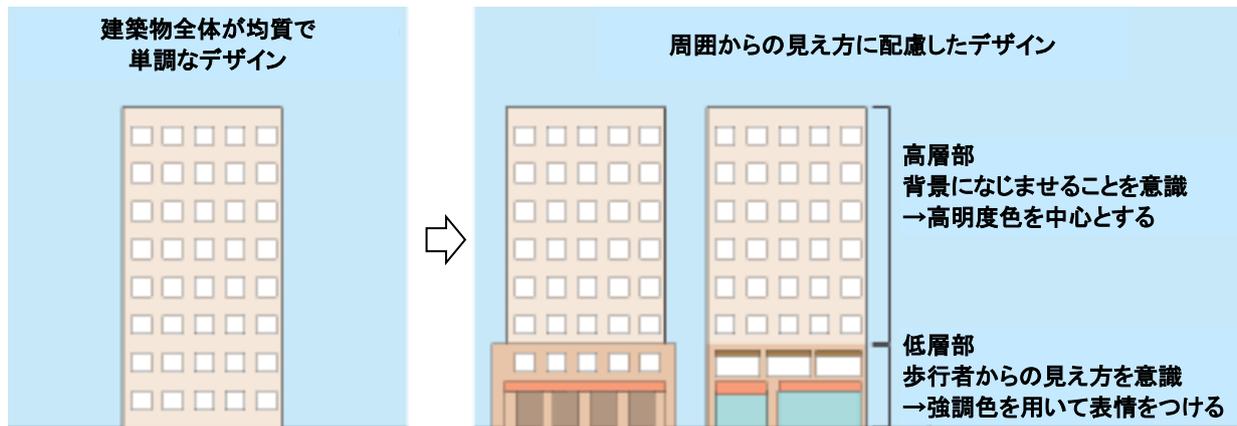
囲みの感覚と仰角*11

出典：景観用語事典増補改訂版（篠原修編）

(2) 意匠のまとまりに配慮する

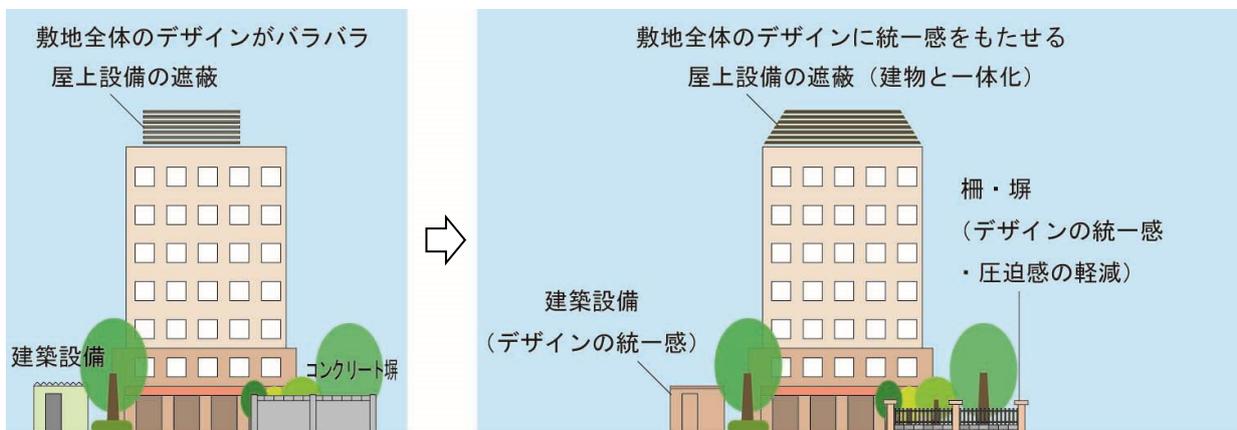
①建築物および敷地全体のバランスに配慮する

【建築物のバランス】



- 低層部では、歩行者からの見え方を意識し、周辺のまちなみとの連続性に配慮する
- 高層部では、眺望を阻害しないよう、背景になじむ形状・デザインとする

【敷地全体のバランス】



- 建築物のみならず、建築設備や外構など、敷地全体として統一感を感じられる形状・デザインとする

②建築物の向きに配慮する

【正面性を持たせる】



景観上重要な道路に向けて正面性を持たせる
(四季の路の例)



アイストップとなる角地に正面性を持たせる

【正面性を持たせる効果】

まちなみが明るくなるとともに、歩行者がまちなみを楽しめるようになる

○角地などのアイストップとなる場所（特にエリア別ガイドラインでアイストップと位置付けられている場所）では、まちなみのシンボルとなることを意識した形状・デザインとする

○特に、河川や景観上重要な道路、アイストップとなる場所に向けて正面性を持たせる

【建築物の裏側への配慮】

後背の建築物に配慮（対策後）

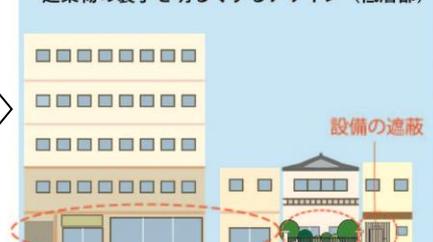


建築物の裏手が暗いデザイン（低層部）



窓や入口が少ない 塀で囲われている

建築物の裏手を明るくするデザイン（低層部）



入口や開口部を設置 みどりと透過性のある外構

○建築物の裏手が暗くならないよう配慮や工夫をする

(3) 地域景観との調和に配慮する (形状・デザイン)

① 落ち着いたまちなみに配慮する

【落ち着いたまちなみとの調和のイメージ (寺社周辺)】



【落ち着いたまちなみとの調和のイメージ (和の風情)】



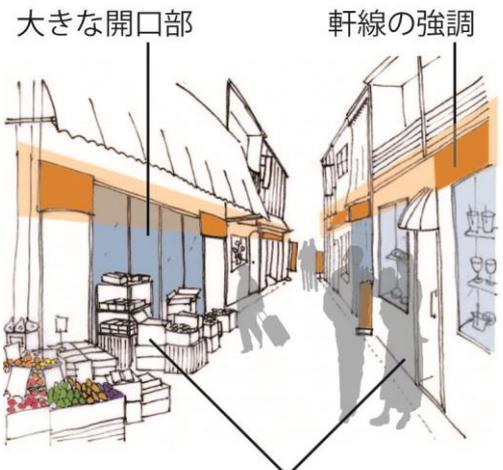
- 【手法例】
- ・瓦等を使用した軒・庇・勾配屋根
 - ・縦格子
- など

○水とみどりを感じられる地域や、住宅地、歴史的建造物や寺社等の周辺などでは、落ち着いたまちなみに配慮した形状・デザインとする

○特に、寺町や石畳の路地横丁など和の風情が残る地域や、外濠や迎賓館などの歴史的な風格を感じられる景観資源の周辺では、それらの雰囲気と調和した形状・デザインとする。

② 賑わいの連続性に配慮する

【通り沿いのイメージ】



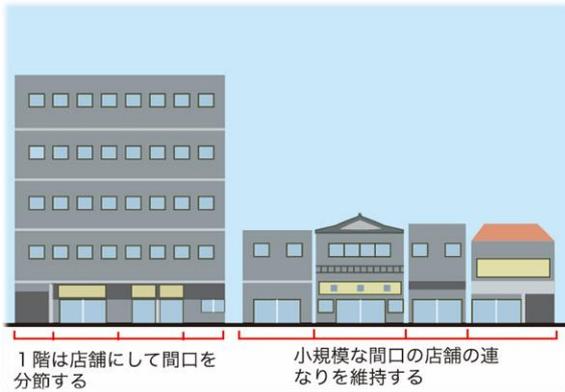
【アイストップ (コーナー部) のイメージ】



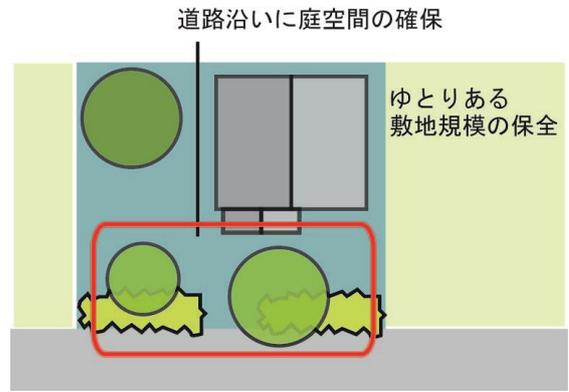
○歌舞伎町などの繁華街や、駅および幹線道路周辺の商業地では、低層部の賑わいの連続性を感じられるように形状・デザインを工夫する

③敷地の形状や地形に配慮する

【細やかな間口が特徴の商業地のイメージ】

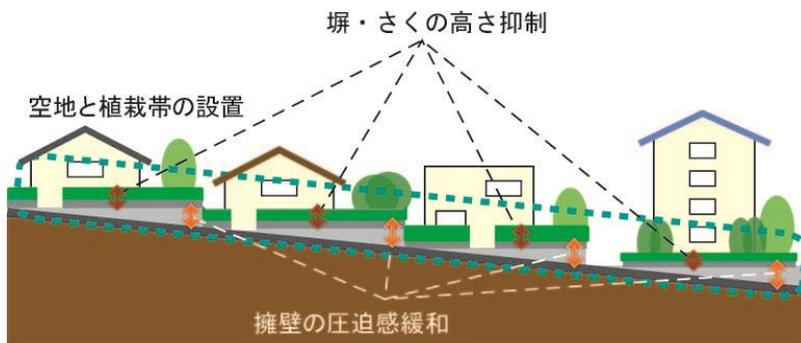


【ゆとりある敷地規模が特徴の住宅地のイメージ】

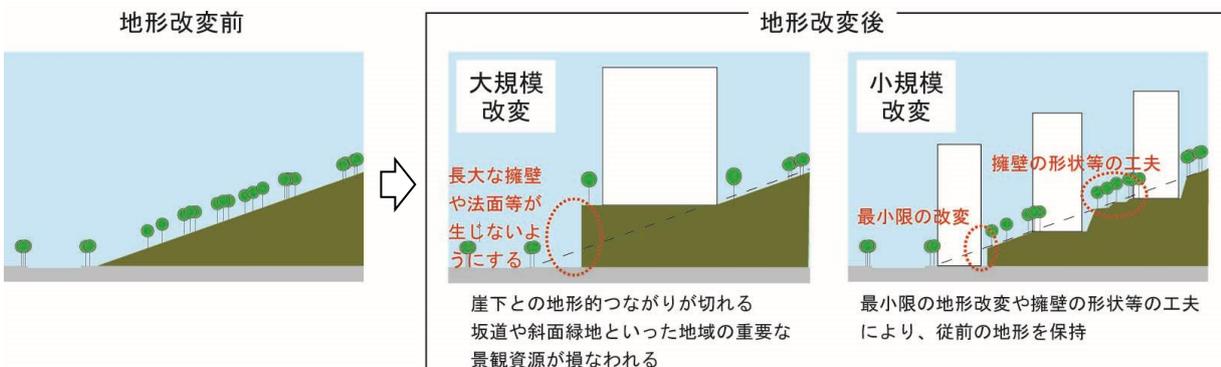


○現状の間口や敷地形状が地域の景観特性の重要な要素となっている場合は、その形状に配慮した形状・デザインとする

【地形の高低差に配慮したイメージ】



○地形の高低差がある地域は、擁壁・塀・柵の形状・デザイン等に配慮する



○地形に配慮して、大規模な地形の変更は避ける

コラム …低層部の開放感（海外との比較）

日本の店舗のファサードは、建築様式や治安の良さなどを反映してガラス面を多く用いた開放的なデザインが特徴です。



開放感を感じられる日本の店舗



壁面が多い欧米の店舗（オーストリア）

2. 周辺景観と調和した素材・色彩を選ぶ

建築物は、これから長きにわたって建築物が地域景観の構成要素1つとして、地域で共存することとなります。素材・色彩の検討にあたっては、設計内容にこめられた事業者の思いや価値観を尊重しながらも、地域景観と調和するに当たっての作法や地域の価値観に配慮してください。

設計コンセプトから素材・色彩を選ぶ

個（私）の価値観

良好な景観形成の観点から素材・色彩を選ぶ

地域（公）の価値観

（1）景観を阻害するおそれのある色彩を避ける

①原色に近い高彩度の色彩は避ける

②真黒・真白は避ける

ただし、良好な景観形成に寄与すると判断できるものはこの限りではない



（2）地域景観と調和

①落ち着いた地域は、自然になじむ素材や低彩度色・自然色を基調とする

②賑わいのある地域は明るさや開放感を演出する素材を活用しつつ、節度ある色使いに配慮する



（3）素材・色彩選びの作法

①全体のバランスに配慮する

②素材の質感を活かす

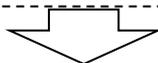


【追加の視点】建築物が景観上重要な要素に影響を及ぼすおそれがある場合

景観上重要な要素に配慮する



P41からの具体的な
取り組み方を踏まえる



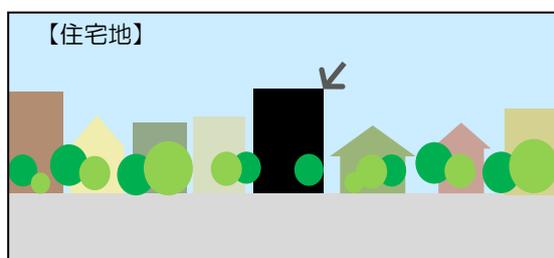
総合的に素材・色彩をデザインする

コラム …色彩の考え方

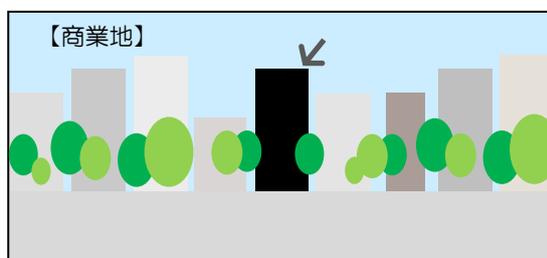
■たった1棟の建築物の色彩でも、周辺景観に与える影響は大きい

建築物等の形態意匠において、大きな要素の一つが「色彩」です。壁面や屋根等、大きな面積の色彩は、建築物そのもののイメージを左右するとともに、その建築物を取り巻くまちなみにも大きな影響を与えます。空や樹木といった自然界の色、建築物や看板等、人の営みによって生まれた色、様々な色彩が調和して形成されてきた良好なまちなみも、違和感を与える色彩の建築物等が一つできることにより、簡単に崩れてしまうことがあります。

【図】 景観への影響が懸念される色彩の使用イメージ（真っ黒の使用）



アースカラー（茶色など自然に近い色）
を基調とした建築物が建て並ぶ住宅地



低彩度、無彩色の建築物が建て並ぶ
商業地

■色彩については、事業者との協議を通じて「よりよい色彩」を探していきます

色彩の誘導手法の1つに「マンセル値」を用いた定量的な誘導手法があります。新宿区でも、景観に影響をおよぼすおそれのある一定規模以上の建築物については、マンセル値を用いた色彩誘導を行っています。マンセル値を用いた誘導は、色彩を数値化することで、客観的な判断ができるというメリットがあります。

しかしながら、色彩の印象は、建築物のデザインや立地、色彩の使用面積や使用する素材の質感などによって大きく変わります。そのため、時としてはマンセル値の基準内でも、周囲の景観にそぐわないような事例も出てくる場合があります。

そういった色彩誘導の現状と課題を踏まえ、新宿区は、色彩を誘導するにあたってはマンセル値による定量基準だけに頼るのではなく、その建築物の状況や周辺の景観の特性にあった色彩について、事業者とともに協議をしながら、よりよい答えを探していくというスタンスで取り組んでいます。

(1) 景観を阻害するおそれのある色彩を避ける

①原色に近い高彩度の色彩は避ける

■景観を阻害する可能性の高い色彩を避ける

新宿区景観まちづくり計画に基づく色彩基準は、以下の目的を達成するために規定するものです。

○原色に近い高彩度の色彩は避け、低彩度の色彩を基本とする。

ただし、ガラスや自然素材等を使用する場合※1や、良好な景観形成に寄与する場合は、この限りではありません。

※1：自然素材の色彩の解説は30ページを参照
また、ポイントカラー※2としてごく限られた面積に特徴ある色を使用する場合はこの限りではありません。

※2：ポイントカラーの解説は38ページを参照

■中小規模の建築物にも色彩基準を準用する

中小規模の建築物であっても高彩度の色彩を使用すると、周囲の景観に影響を及ぼします。

新宿区景観まちづくり計画では、色彩基準は大規模建築物のみに適用するものですが、周辺景観への影響を考慮し、中小規模の建築物もその規定に準じた計画となるよう努めてください。

○大規模建築物だけでなく、中小規模の建築物についても、周辺景観との調和の観点からこの「色彩基準」に配慮した色彩とする。

高彩度
↓
低彩度

高彩度
↓
低彩度

高彩度よりも低彩度の色彩の方が周辺の景観と調和しやすい傾向があります

低彩度の色彩を使用した建築物の中に高彩度の色彩がある場合のイメージ

②真黒・真白は避ける

■新宿区でよく使用される「モノトーン系色彩（無彩色）」

高層ビルが集積し、都会的なイメージが強い新宿区では、外観の色彩にモノトーン系の色彩を用いるケースが多くなっています（特に大規模な建築物にその傾向がみられます）。モノトーン配色は色味がないため、様々な色とあわせやすいという利点がありますが、配色方法によっては、周辺景観への影響が懸念されるため、使用にあたっては十分に配慮が必要です。

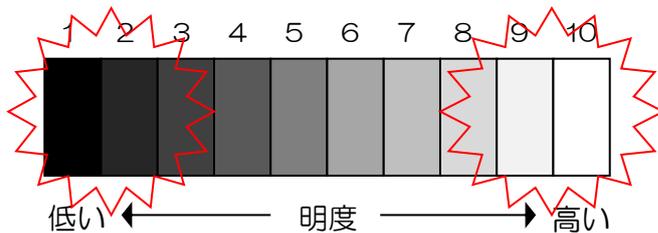
避けてほしい色彩

真黒

圧迫感を与えるおそれがあるので、広い面積での使用は避ける

真白

光の反射率が高く、目立ちやすいため、広い面積での使用は避ける



【例外】ただし、漆喰や木などの自然素材はこの限りでない
(自然な色むらやわずかな色味があって周辺景観になじみやすい)



※自然素材の色彩の解説は30ページを参照

配色する際の注意

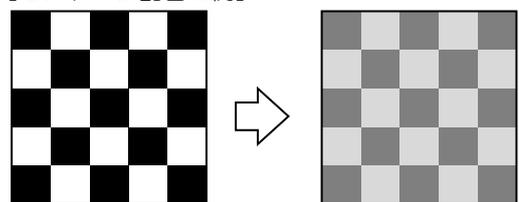
①建築物が「暗い」「冷たい」印象になるおそれがある

モノトーン系の色彩は色味がないため暗い印象を与えるおそれがあります。

②極端な明度差がある組み合わせ

また、明度でコントラストをつけることから、コントラストが強すぎるときつい印象を与えます。

【モノトーン配色の例】



N10 (真白)

N1 (真黒)

N6 (白)

N2 (黒)

○モノトーン系の色彩を用いる際は、真黒、真白の使用を避ける。

【解説】色彩基準

■一定規模以上の建築物について、建築物の部位や使用面積に応じた基準を設定しています

●外壁基本色

外壁の大半を占める色彩のことで、建築物全体の印象を決定づける重要な要素です。低層部と高層部の色の使い分けや、建築物の背景となる景色や、隣り合うまちなみとの調和が重要なポイントとなります。

●強調色

外壁に表情をつける場合に、外壁各面の1/5以下に限って使用できます。外壁基本色よりも低明度・高明度の色彩を使用することができます。

●屋根色

勾配屋根を用いる場合は、屋根色の色彩基準に適合する必要があります。（陸屋根は適用されません）屋根色は、強調色と同様に外壁に表情をつけるほか、高台から見下げたときに目立つ場所なので色彩選びには注意が必要です。



■新宿区を景観特性に応じて3つに区分し、色彩基準を設定しています

地区によって、色彩基準がある建築物の部位が異なります。

【色彩基準の区分】（平成31年4月1日現在）

	色彩基準		
	外壁基本色	強調色	屋根色
— 別表1 水とみどりの神田川・妙正寺川地区 <small>神田川と神田川の両側 30mの範囲及び 妙正寺川と妙正寺川の両側 30mの範囲</small>	あり	なし	あり
■ 別表2 新宿御苑みどりと眺望保全地区	あり	あり	あり
■ 別表3 上記以外の新宿区内	あり	あり	なし

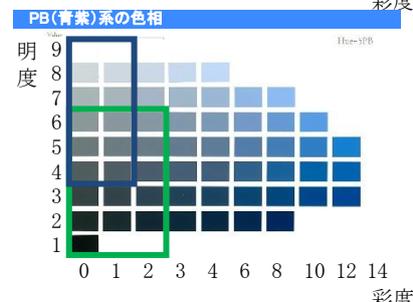
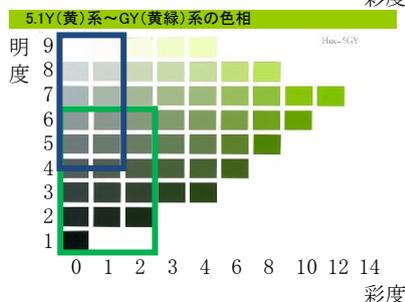
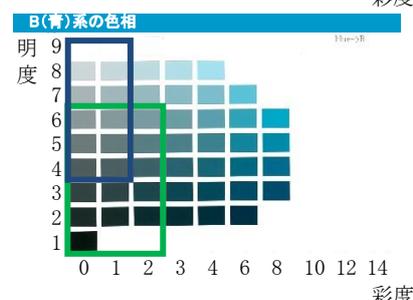
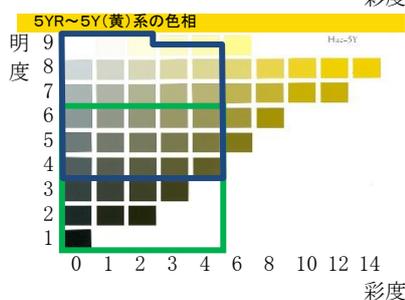
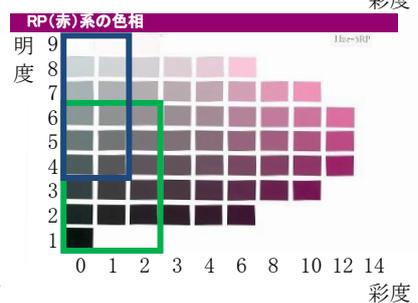
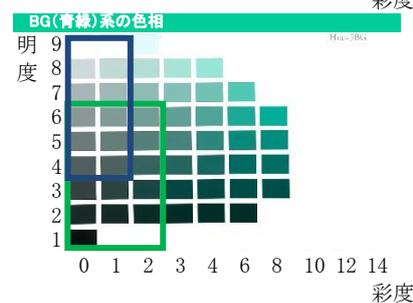
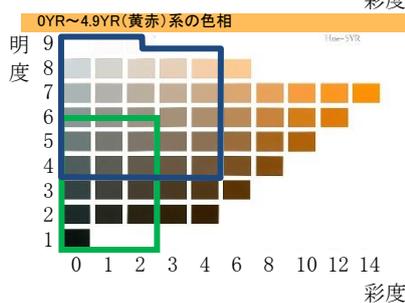
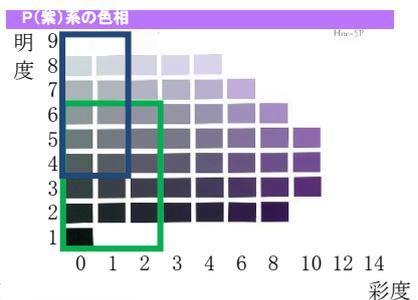
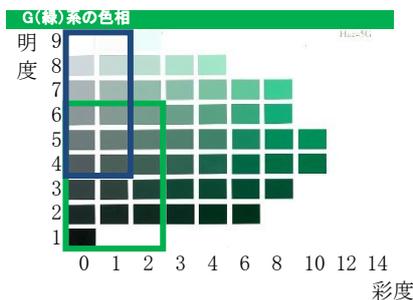
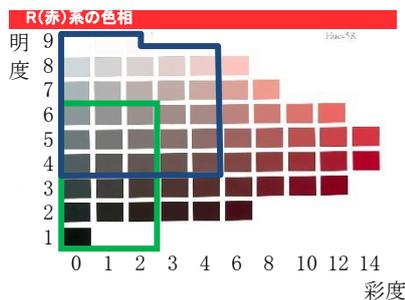


別表1 水とみどりの神田川・妙正寺川地区

■ 色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
屋根色(勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

<マンセルシステムに基づく基調色の色彩基準の範囲>



凡例

- 外観基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 屋根色の使用可能範囲

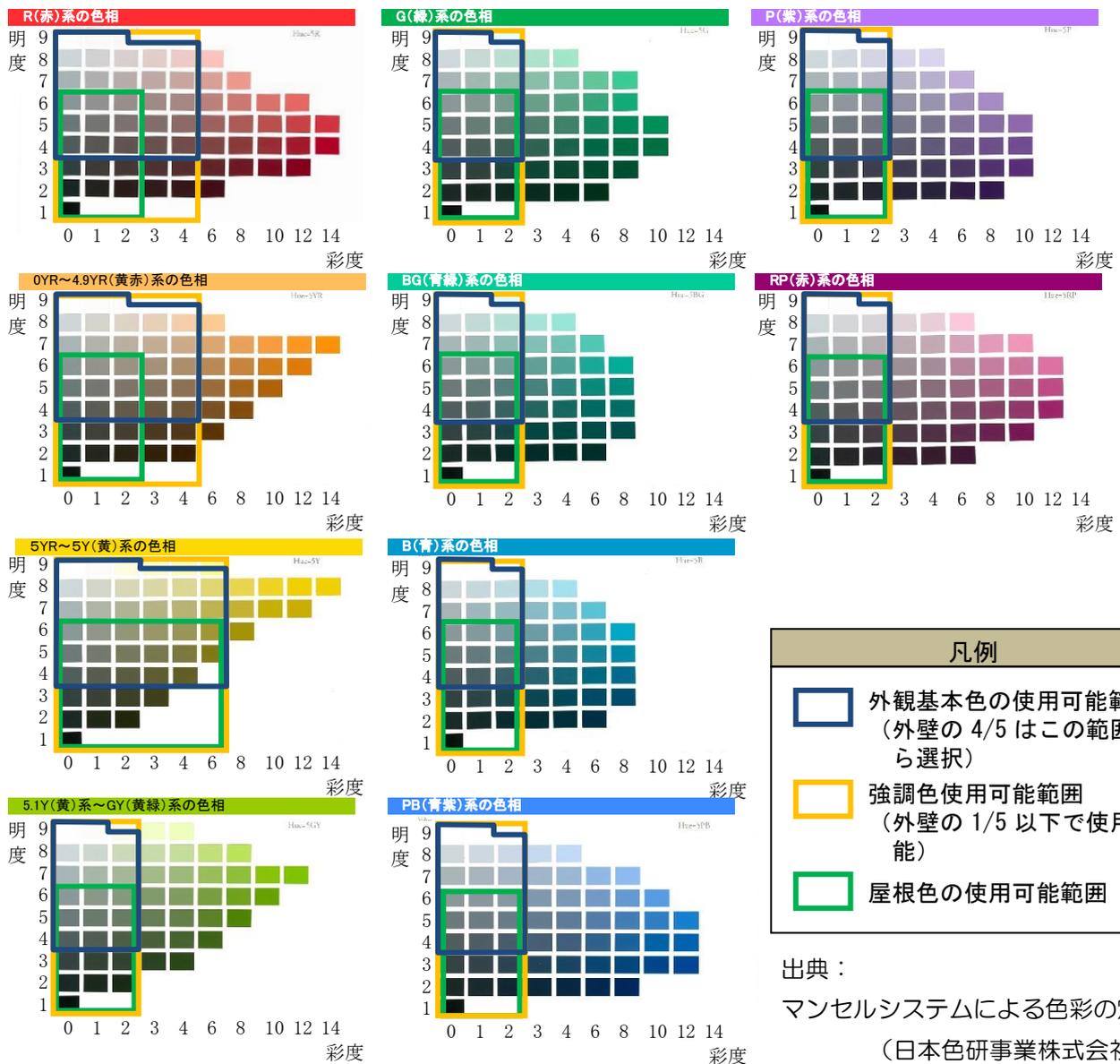
出典：
マンセルシステムによる色彩の定規
(日本色研事業株式会社)

別表2 新宿御苑みどりと眺望保全地区

■ 色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上 8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
その他	4以上 8.5未満の場合	2以下	
	8.5以上の場合	1以下	
強調色	OR~4.9YR	-	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色(勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

<マンセルシステムに基づく基調色の色彩基準の範囲>



凡例

- 外観基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 強調色使用可能範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

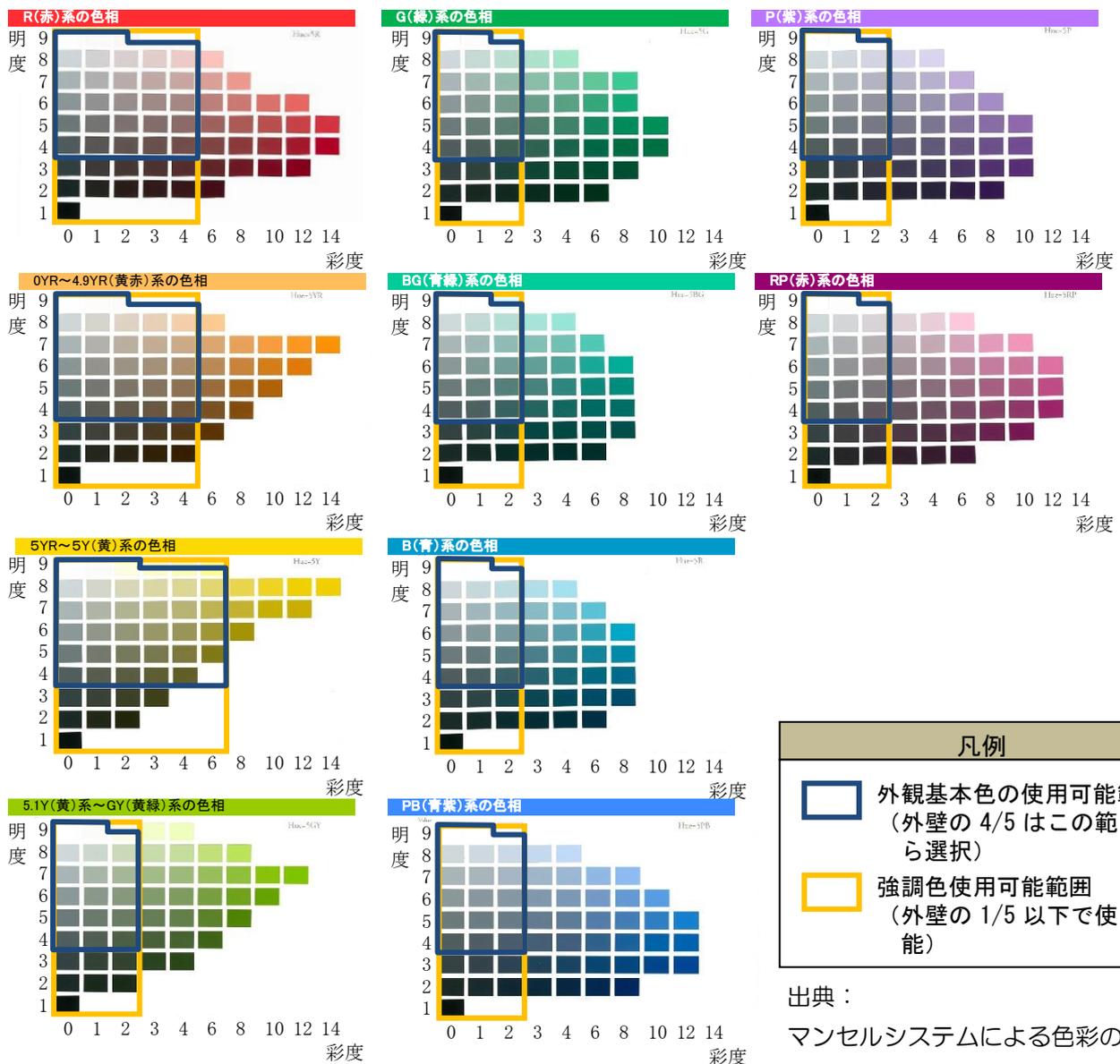
出典：
マンセルシステムによる色彩の定規
(日本色研事業株式会社)

別表3 上記以外の新宿区内

■色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上 8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
その他	4以上 8.5未満の場合	2以下	
	8.5以上の場合	1以下	
強調色	OR~4.9YR	-	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		

<マンセルシステムに基づく基調色の色彩基準の範囲>



コラム …マンセル表色系とは

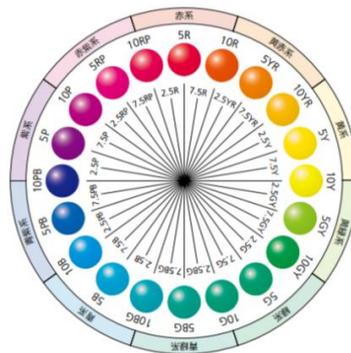
色彩を表現する際、一般的には「赤」「青」等の色名が使われます。しかし「信号の赤」「りんごの赤」「紅葉の赤」…色名による表現は、個々の捉え方に差があり、前述のような「数値基準」を設け客観的に共有をすることが困難です。

このため、新宿区景観まちづくり計画における景観形成基準では、JIS（日本産業規格）等にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。「マンセル表色系」では、色彩を「色相(色み)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」の3つの組み合わせの尺度で表現します。

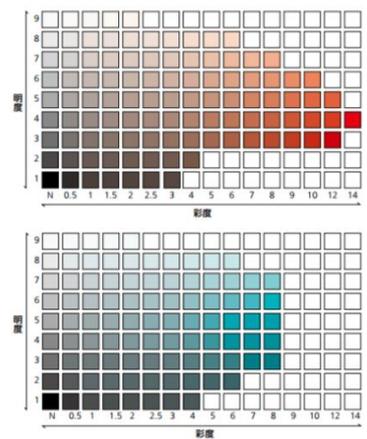
色相 いろあいを示します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数値を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R, 10Rは0YRと同意です。

明度 明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

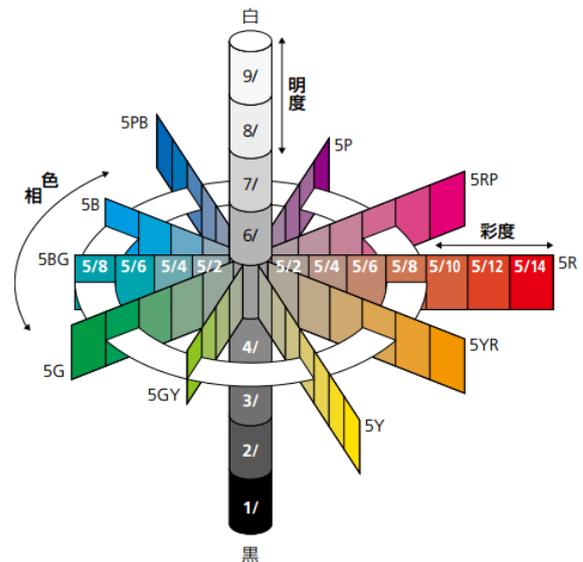
彩度 鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。もっとも鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青は8程度です。



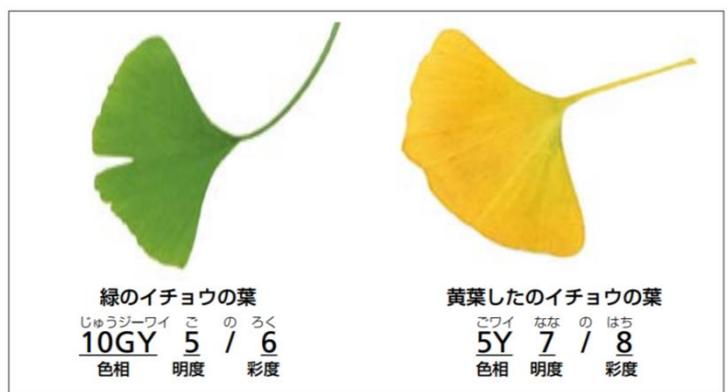
色相(マンセル色相環)



明度(あかるさ)と彩度(あざやかさ)



マンセル表色系のしくみ



出典：東京都景観色彩ガイドライン（東京都都市整備局）

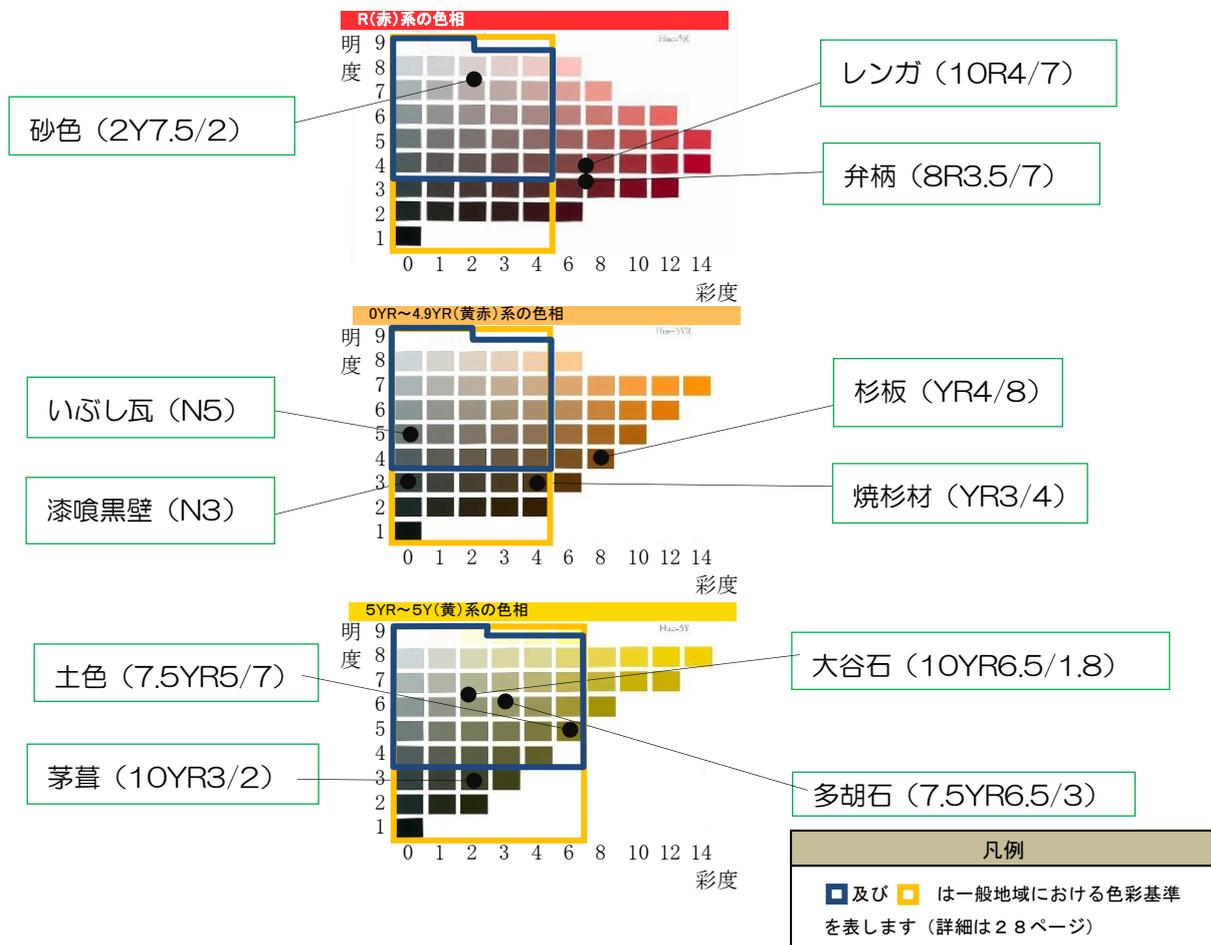
コラム …自然素材の色彩

下記は自然素材の測色結果をマンセル値で示したものです。自然素材は一様な色構成でないため、数値は一例であり、産地によっては大きく異なることもあります。また、漆喰黒壁などの自然素材の無彩色には、わずかながら色味があります。

自然素材は、自然界の色であるとともに、表面のざらつきや凹凸による陰影、色むら等により一様な色構成でないことから、景観形成基準の色彩基準においても「石材などの地域固有の自然素材を使用する場合には、これを尊重する」となっています。

なお、自然素材と同じマンセル値であっても、テクスチャによって変わります。特に塗料で再現した際は、均質な大面積となり圧迫感を与えるおそれもあるため、注意が必要です。

■自然素材の色彩（R～YR系、無彩色系）



■自然素材の無彩色の例（色味がある無彩色）



(2) 地域景観との調和に配慮する（素材・色彩）

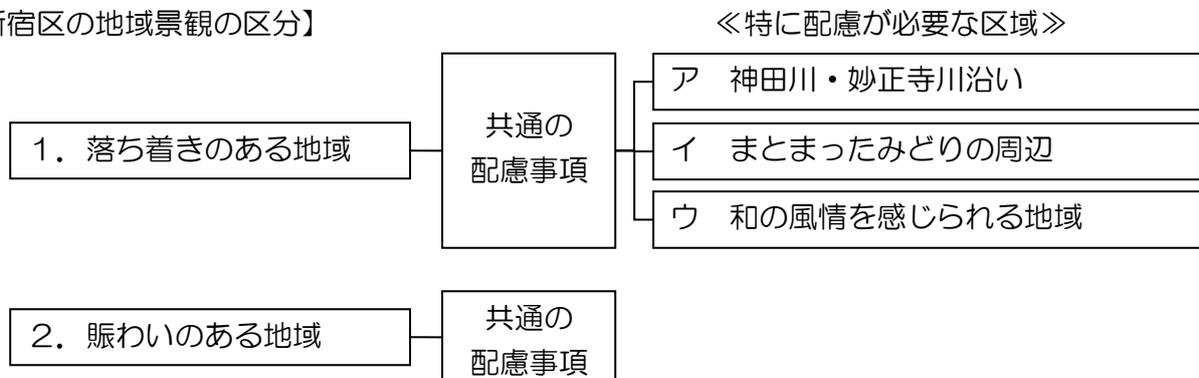
【解説】新宿区の地域景観の概要

□「落ち着いたある地域」と「賑わいのある地域」の2つに大別されます

新宿区の地域景観は、住宅地やまとまったみどりが多く残る地域などの「落ち着いたある」まちなみと、繁華街や駅前・幹線道路沿いなどの「賑わいのある」まちなみの2つに大別されます。

ここでは素材・色彩に関して、それぞれの地域の特徴に合わせ、地域共通の配慮事項と特に素材・色彩に配慮が必要な地域の配慮事項の2段階で示しています。

【新宿区の地域景観の区分】



コラム …色彩調和の方法

① 類似色でまとめる（類似した色相、明度、彩度の色を選ぶ）

色相や明度、彩度が類似した色彩を組み合わせて用いる配色です。類似色でまとめると、統一感を強めることができ、地区特性がはっきりとした景観を形成することができます。ただし、同じ色彩で揃えすぎると単調な景観になる場合もあります。

② 類似した色相でまとめる（類似した色相で異なったトーンの色を選ぶ）

色相に共通性を持たせながら、明度や彩度に变化をつける一般的な配色です。建築物等の外観に適用しやすい暖色系の色相でまとめると、落ち着いた景観にまとめることができます。

③ 同一トーンでまとめる（同一のトーンで異なった色相を選ぶ）

色のトーンを揃えて、色相に変化をつける配色です。大きく異なる色相でも、低彩度領域の同一トーンから選ぶ配色は、比較的穏やかにまとまります



類似色でまとめた例

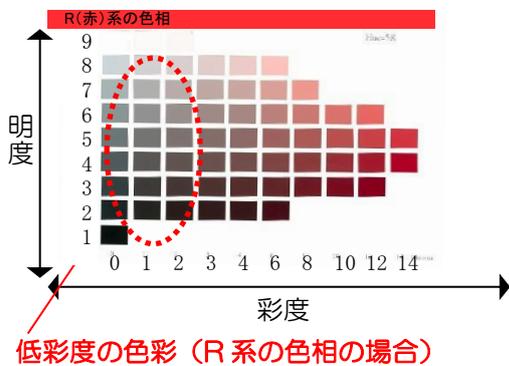


類似した色相でまとめた例



類似したトーンでまとめた例

①落ち着いた地域は、自然になじむ素材や低彩度色・自然色を基調とする



自然色（アースカラー）の例

○自然の多い地域、住宅地及び業務地などの落ち着いたまちなみの地域では、低彩度の色彩や自然色（アースカラー）を基調とする

コラム …新宿区内の建築物の色彩傾向

新宿区景観形成ガイドライン改訂の基礎調査（平成 24 年度）では、新宿区内の建築物 250 件について色彩調査を行いました。

結果としては、自然や歴史的な対象物の特徴的な色を継承しているものも多く、建築物などの壁面色は、YR（黄赤）系から Y（黄）系の彩度の低い、灰色がかった茶系や白などが多くみられ、落ち着いた、穏やかなまちなみを印象付けていました。しかし、一部に派手で突出した色彩や屋外広告物が色彩調和を乱している様子も見られました。

コラム …使用にあたって注意が必要な色相（寒色系の色彩）

■緑・青系

空や緑の色と調和すると考え、壁面を緑や青に塗っている建築物があります。しかし、塗料などの人工素材による緑・青系の色彩は均質で自然の色むらや風合いが感じられないため、自然の多い地域ではかえって目立ってしまうおそれがあるため、注意が必要です。

■紫系

紫系の色彩は、花などを除いて自然界にはあまり存在せず、自然の色合いにそぐわない傾向にあります。



ア 神田川・妙正寺川沿い

現況



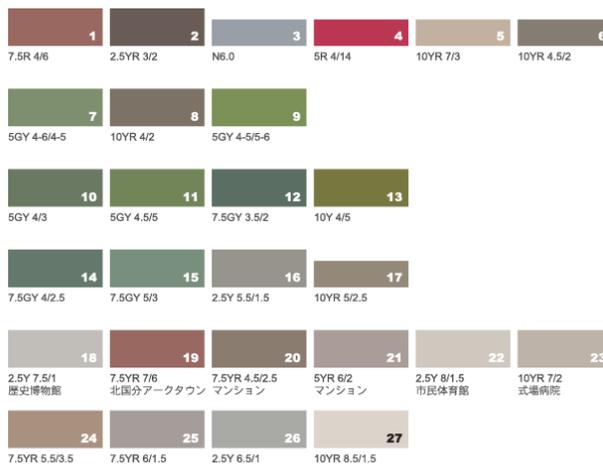
○空、水面、植栽の自然色が特徴です。一方で橋梁には様々な色彩が採用されていました。

- ・河川（7.5B 6/1、7.5Y 3.5/3）
- ・河川沿いの緑（5GY 4.5-6/6）
- ・空（2.5B-4PB 5-8/0.5-5）

○外壁の大半は、落ち着いた印象の色、一部に派手な色彩があります。

新宿区景観形成ガイドライン改訂の基礎調査（平成24年度）の結果

□主な出現色



方針

○「周辺との調和」の基軸は「河川沿いのみどり」とする

- ・調和の対象を河川沿いの建築物や橋梁の色ととらえるケースがあるが、河川景観の中心はあくまで、水・みどり・空です。その中でも、河川景観の骨格をなし、建築物と水・空を結び「河川沿いのみどり」との調和を第一に色彩計画を考えてください。

○桜並木の上から見える部分については、桜並木と空を引き立てるものとする

- ・神田川・妙正寺川沿いの桜並木は、新宿区の重要な景観資源となっています。その景色を阻害しないよう、高層部の色彩については十分な配慮が必要です。具体的には、壁面だけでなく屋根色も含め、桜並木の薄ピンクや空の青を引き立てる低彩度色にしてください。



河川沿いに見られる景観に低彩度色を配したイメージ



河川沿いに見られる景観に高彩度色を配したイメージ

イ まとまったみどりの周辺

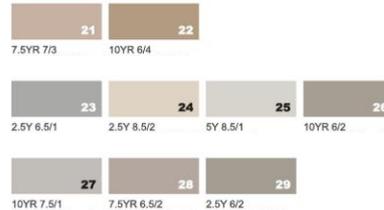
現況



- 外壁の大半は暖色系を中心とした落ち着いた印象の色です。
- 幹線道路沿道等に立地する大規模建築物は、淡い色合いが多くなっていますが、一部に高彩度の色彩が見られます。
- 住宅地内についても、暖色系の落ち着いた色合いが多くなっていますが、落合では一部にP系の色合い等が点在しています。
- 植栽等によって落ち着いた印象を与えています。

新宿区景観形成ガイドライン改訂の基礎調査（平成24年度）の結果

□主な出現色（新宿御苑周辺）



□主な出現色（落合）



方針

- 「周辺との調和」の基軸は「植栽の色」とする
 - ・調和の対象を周辺の建築物の色ととらえるケースがあるが、まとまったみどりのある景観の中心はあくまで植栽の色です。植栽の色との調和を第一とし、色彩は低彩度色としてください。
- 建築物や外構に自然素材の活用を推奨する
 - ・木材、大谷石、生垣など、自然素材を活用してください。
 - ・建築物全体もその素材の風合いを活かすような素材・色彩計画となるように配慮してください。



まとまったみどりの景観に低彩度色を配したイメージ



まとまったみどりの景観に高彩度色を配したイメージ

ウ 和の風情を感じられる地域

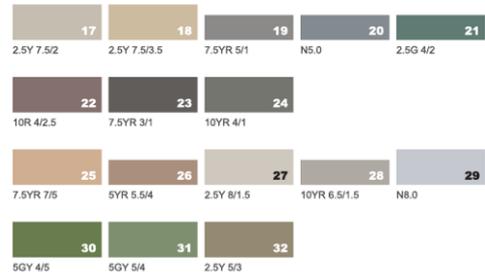
現況



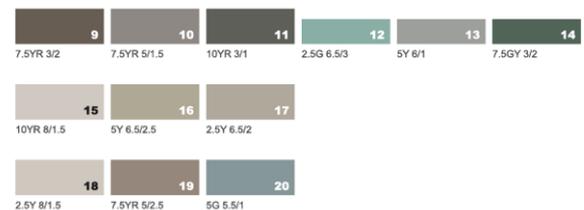
- 古民家等の経年変化をイメージした自然素材色が特徴です。
- 木、土壁、黒塀、瓦など自然素材が使われています。

新宿区景観形成ガイドライン改訂の基礎調査（平成24年度）の結果

□主な出現色（神楽坂）



□主な出現色（外濠）



方針

○「伝統色系」の色彩を活用する

- ・黒塀の黒、土壁の茶、漆喰の黒・白、鳥居の朱など、伝統色系の色彩を活用してください。

○歴史の趣を感じられる自然素材を活用する

- ・木（縦格子）、瓦、御影石、大谷石、煉瓦、土壁、漆喰、黒塀、石畳など、歴史を感じさせる自然素材を活用してください。
- ・自然素材を活用した場合、建築物全体もその素材の風合いを活かすような素材・色彩計画となるよう配慮してください。



和の風情を感じられる景観に低彩度色を配したイメージ



和の風情を感じられる景観に高彩度色を配したイメージ

コラム …伝統色を用いた色彩計画のすすめ

日本の伝統色は、木や石、土、植物、動物など自然界にあるものそのものの色や、自然界の材料を用いた染料の色、時代の生活習慣を反映して生まれた色などで構成され、その名前からも日本の風土や歴史を見て取ることができます。また、古来から建築物を建てる際には風水を使って部位の色を決めるなど、建築物と色彩は密接な関係がありました。

そうした日本人の歴史や伝統を受け継ぐ現代においても、建築物に伝統色を用いることは意味のあることです。そして、その伝統色を選ぶにあたっては、単に色味から選ぶだけでなく、その色の持つ意味や由来となった素材の持つ風合いなどを考慮してデザインに取り込むことが重要です。伝統色を通じて「和」の意味を考え、その建築物ならではの「和の風情」を演出しましょう。

【伝統色の例：朱色 6R5.5/14（色彩基準外）】



【色】天然染料の色（赤色顔料辰砂の色）

【いわれ】朱色は生命の躍動を表すとともに、古来より災厄を防ぐ色としても重視されていました。そうした意味から、神社の鳥居や社殿に多く用いられています。



コラム …歴史の趣を感じられる自然素材の例

■石材



(上段左から) 石積み・飛び石・間知石 (下段左から) 大谷石・御影石・ピンコロ石

■瓦



屋根に使用

塀に使用

■木材等



木（黒塀と縦格子の木戸）

竹柵

■土



土壁

■漆喰



白漆喰

黒漆喰

②賑わいのある地域は明るさや開放感を演出する素材を活用しつつ、節度ある色使いに配慮する

■周囲の建築物の素材・色彩との調和に配慮する

【通り沿いのイメージ】

【アイストップ（コーナー部）のイメージ】

同一素材や色彩を用いた軒線の強調

同一素材や色彩を用いた軒線の強調



ガラスなど同じ素材を用いた大きな開口部

賑わいのある地域で使用する素材・色彩は、多様であってよい。

ただし、素材・色彩を選ぶ際には、下記の点に配慮すること。

①賑わいの連続性の確保と開放感・明るさの演出

（閉鎖的な外構や建築設備等の設置を避け、ガラスなどの透過性のある素材を用いて明るい印象にする）

②周辺のまちなみとの調和

（ただ目立てばよいのではなく、周辺のまちなみの特徴を踏まえた素材・色彩とすることが大事）

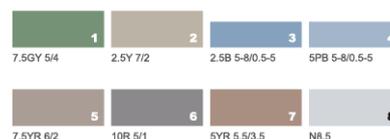
○歌舞伎町などの繁華街や、駅および幹線道路周辺の商業地では、低層部の賑わいの連続性を感じられるよう素材・色彩を工夫する

コラム …賑わいのある地域の色彩

- 外壁の大半は、落ち着いた印象の色、一部に高彩度の色彩があります。
- 他の用途と比べて青、青紫などの寒色系の出現率が高くなっています。
- 外壁の大半が高彩度色の屋外広告物でおおわれる建築物も多くなっています。

新宿区景観形成ガイドライン改訂の基礎調査（平成24年度）の結果

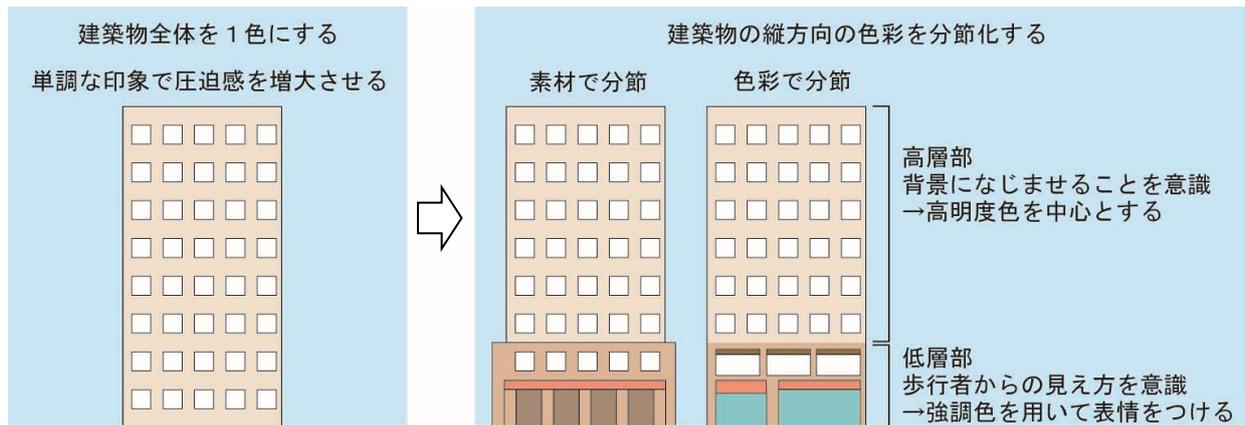
□主な出現色（新宿駅東口）



(3) 素材・色彩選びの作法

①全体のバランスに配慮する

■建築物の低層部と高層部の色彩を使い分ける



■模様を工夫する

周囲の建築物より規模の大きな建築物は、そのデザインによっても印象が変わります。

【写真】垂直基調のデザインを用いた事例



○低層部は、歩行者からの視線を意識した色彩とする

○高層部は建築物の圧迫感を軽減し、背景に溶け込みやすい色彩とする

■彩度の高い色彩を効果的に活用する

彩度の高い色彩の「目につきやすい」特性に配慮して効果的に活用しましょう。

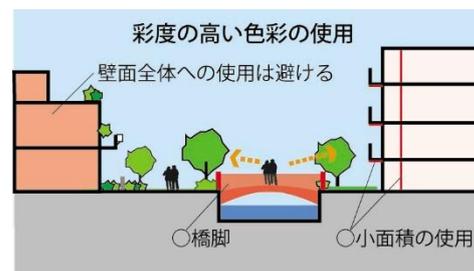
【手法例】：ポイントカラー

軒裏や窓枠などの建築物のごくわずかな部分に用いて平坦な壁面に表情を与えます。また、橋脚や鳥居などのランドマークとなる構造物に用いると、目を引きやすくなります。

【注意】

建築物の壁面全体などの広い面積での使用は目立ちすぎて、周囲の景観に影響を及ぼすおそれがあるため、避けましょう。

○彩度の高い色彩は、使用する場所や面積に留意した上で活用を検討する。



【写真】彩度の高い色彩を効果的に用いた事例



■建築物の裏が暗くならないように配慮する

色の濃い低明度色が影になると重苦しい印象を与えます。影となる部分が暗くならないよう、高明度の色彩を使うなどの配慮が必要です。

【写真】低明度色の壁面（右）



○建築物の裏側が暗くならないような配慮や工夫をする

コラム …地域ルール作成のすすめ

地域には地域ならではの「色彩」があります。地域の色彩はそこで生活する人々の価値観に基づいて生み出されています。地域の色彩を守り・育てるためには、地域の人々が主体となってルールづくりをすることが重要です。

「地域で色彩に関するルールを作りたい」、「色彩について困ったことがある」という方、新宿区景観・まちづくり課までお気軽にお問い合わせください。



景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインは行政が決める

けれど、地域の色彩は地域の人々が決める！

●どんな色彩を誘導したい？ ～色彩のルールを作成する目的～

目的	地域色を保全する	地域色を修復する	地域色を創出する
特徴	既に地域景観を象徴する色彩があり、それを保全する必要がある場合	良好な地域景観に影響を及ぼす色彩を規制・誘導する必要がある場合	地域のコンセプトに合わせて地域色を打ち出して誘導する必要がある場合
例	黒塀と調和する色彩を誘導	落ち着いたまちなみから原色を規制	繁華街のイメージに合わせて原色を誘導

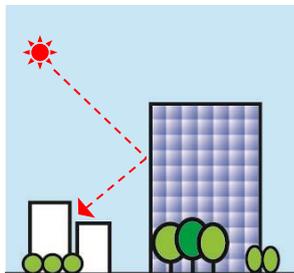
●どんな制度が使えるの？ ～色彩に関する制度（法的拘束力など）～

手法	ガイドライン	景観協定	地区計画
特徴	法に基づかない任意制度なので、強制力はないがゆるやかに誘導できる。	法に基づく制度で強制力が期待できる。締結後の運用は住民主体で行うことが前提となる。	法に基づく制度で強制力が期待できる。策定時は住民主体で行うことも可能だが、運用については行政が審査・指導等を行う。

②素材の色・質感を活かす

■反射素材に配慮する

アルミなどの金属や、高反射率のガラスなどの使用には注意しましょう。特に、多面体の壁面は光が乱反射しやすいので注意が必要です。



○反射率の高い素材は、光害を引き起こすおそれがあるため、使用に際しては周辺景観に影響がないかシミュレーションなどを行い、配慮する。

■素材の仕上げ・色合いに配慮する

同じ色合いでも素材の表面に陰影を持たせることによって、建築物に表情を与えることができます。一般的に石材などの自然素材は、多様な風合いを持っているのに対し、塗料などの人工素材は均一な質感を持っています。

【色合いの近い素材の例】



(石材/こぶ出し)



(石材/素面)



(コンクリート/打ち放し)



(モルタル/櫛引き)

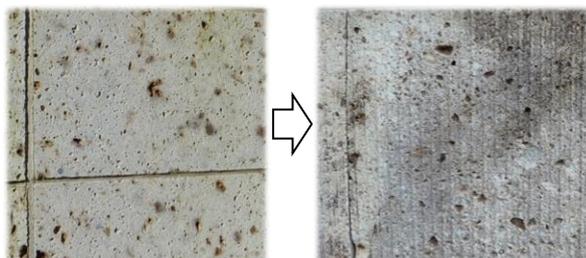


(塗料/砂壁状)

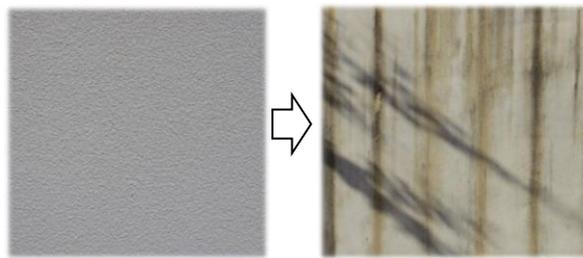
■長い時間が経過した素材の質感に配慮する

建材には、時間の経過と共に色が変化し“味わい”と感ぜられるものと、“汚れ”や“くすみ”と感ぜられるものがあります。銅板や土塀などの自然素材は年月を重ねるとともに、色が変化し、落ち着きが出てくる素材です。塗料は、彩度の高い色や明度の高い色（淡いパステルカラー）が比較的、経年変化により変退色しやすいといわれています。素材は経年に伴う変化を十分に考慮し、色選定を行うことが必要です。

【自然素材の例（大谷石の経年変化）】



【人工素材の例（塗装の経年変化）】



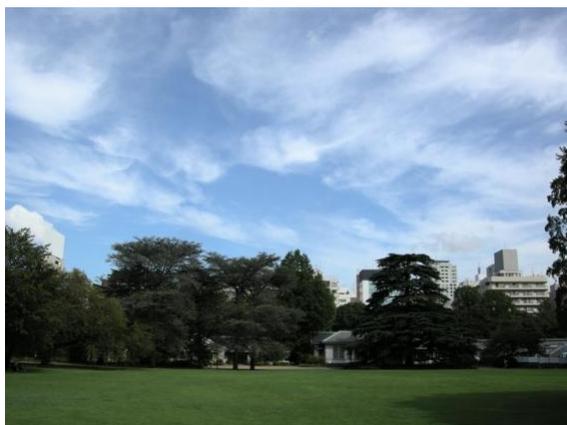
○素材の仕上げや色合い、時間経過に伴う質感の変化など、素材を選ぶ際はその質感に配慮する。

3.景観上重要な要素に配慮する

(1) 面的な景観要素に配慮する

①見晴らし景観（パノラマ）に配慮する

■見晴らし景観（パノラマ）のイメージ



【形態意匠上の配慮事項の例】

- 隣棟間隔を十分確保するとともに、長大な壁面は分節化するなどの配慮を行う
- 眺望の中に見える部分の色彩は低彩度としたり、外装材には反射素材を避けるなど素材・色彩等に配慮する

○計画する建築物が、見晴らし景観（パノラマ）の中に立地する場合、その景観に配慮した形態意匠とする

コラム …新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン

東京都では、首都東京を象徴する眺望景観を保存し、魅力ある景観の形成を誘導するため、都市開発諸制度を適用する建築計画等を対象に「大規模建築物等景観形成指針」を定め、良好な景観づくりを進めています。

また、新宿区が許可する総合設計の建築物等については、「大規模建築物等景観形成指針」と同内容の「新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン」を定め、適合を求めています。

具体的には、眺望の保全に関する景観誘導区域を設定し、その中で建築される総合設計の建築物等について、色彩や高さ、配置、屋外広告物の配置等について基準を設け、誘導しています。

なお、総合設計を用いない建築物等に対しても眺望・景観保全のため、基準に適合した計画とするよう誘導しています。



明治神宮聖徳記念絵画館



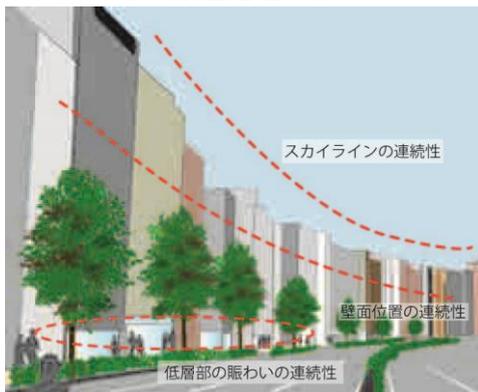
新宿御苑からの眺望

(2) 線的な景観要素に配慮する

① 景観上重要な道路の景観に配慮する

■ 道路景観のイメージ (例)

【幹線道路沿い】

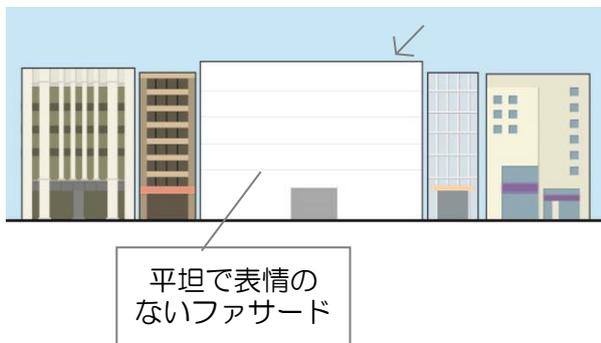


【生活道路沿い (住宅地)】

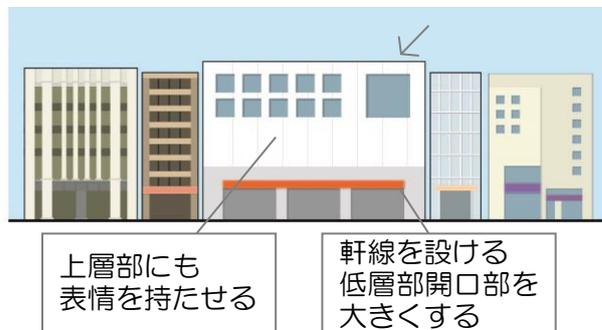


■ 周辺建築物の形態意匠との調和のイメージ (幹線道路沿道商業地)

【周辺建築物に配慮しない】



【周辺建築物に配慮する】



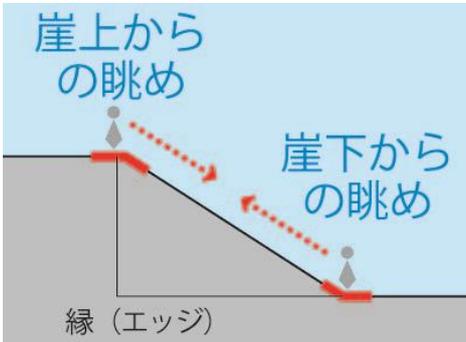
【形態意匠上の配慮事項の例】

- 沿道建築物の高さ・配置 (壁面の位置など)、形態意匠との連続性に配慮する

○ 計画する建築物が、エリア別ガイドラインの「景観上重要な道路」に位置付けられている道路に面している場合は、その道路景観の特徴に配慮した形態意匠とする

②崖線や水辺の景観に配慮する

■崖線の景観



【崖上からの眺め】



【崖下からの眺め】



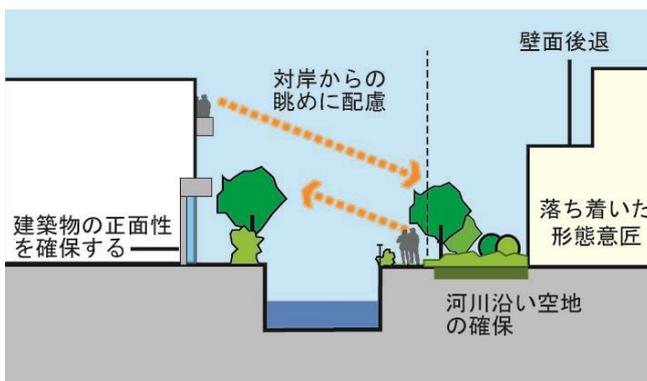
【形態意匠上の配慮事項の例】

- 擁壁・塀・柵等の高さを抑え、自然素材などを活用する
- 崖上・崖下（眺望点）からの眺望確保のため、壁面後退や分節化などによって形態意匠を工夫する
- 眺望を阻害しないよう、落ち着いた形態意匠とする

○計画する建築物が、崖上や崖下の主要な眺望点や坂道などから見える場合、見上げ・見下げの眺望景観に配慮した形態意匠とする

■水辺の景観

【水辺沿いの建築物】



【水辺沿いの街路樹の上から見える部分】



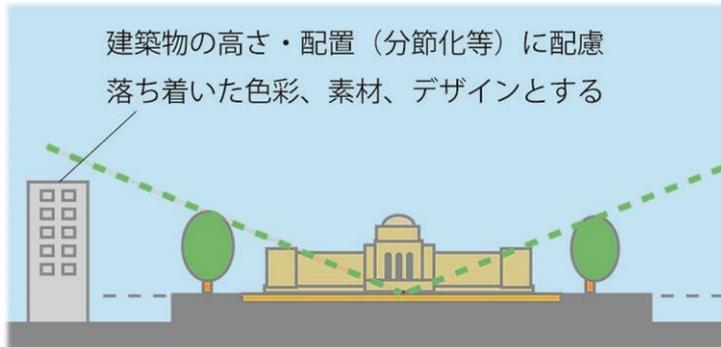
【形態意匠上の配慮事項の例】

- 街路樹の上から見える部分の色彩は低彩度とする
- 崖上（眺望点）からの眺望確保のため、壁面後退などによって建築物配置に配慮する

○計画する建築物が、河川や外濠沿いにある場合、橋や沿道の遊歩道等からの見え方に配慮した形態意匠とする

③景観上重要な見通し景観に配慮する

■ヴィスタ景観のイメージ（迎賓館への眺め）



【形態意匠上の配慮事項の例】

- 迎賓館等の中心となる建造物等と調和した落ち着いた形態意匠とする
- 眺望景観に配慮し、建築物の高さ・配置（分節化等に配慮する）

○計画する建築物が、景観上重要な見通し（ヴィスタ）景観に係る場合、その雰囲気と調和した形態意匠とする

④車窓からの眺め（シークエンス）に配慮する

■車窓からの眺め（シークエンス）のイメージ（例：外濠沿いへの眺め）



【形態意匠上の配慮事項の例】

- 眺望確保のため、壁面後退や分節化、隣棟間隔などに配慮する
- 眺望を阻害しないよう、落ち着いた形態意匠とする

○計画する建築物が、車窓からの眺めの中に立地する場合、棟間から背後のみどりや地形の変化が視認または想起できるように配慮する

(3) 点的な景観要素に配慮する

①アイストップや景観上重要な都市空間の景観に配慮する

■アイストップ

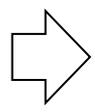
例：10-1 歌舞伎町一丁目エリア



アイストップ

形態意匠の配慮イメージ

アイストップに開口部を設けたり、意匠的な配慮をする



- 【形態意匠上の配慮事項の例】
- 開口部を持たせる
 - 視線が集まることを意識した形態意匠とする

○計画する建築物が、角地などのアイストップとなる場所（特にエリア別ガイドラインでアイストップと位置付けられている場所）では、まちなみのシンボルとなることを意識して、形態意匠を工夫する

■景観上重要な都市空間（広場など）

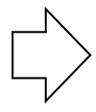
例：10-2 新宿駅東口エリア



景観上重要な都市空間

形態意匠の配慮イメージ

開口部の確保



滞留空間の確保

- 【形態意匠上の配慮事項の例】
- 賑わいを感じさせる形態意匠
 - 低層部に滞留空間を設ける
 - 開口部を持たせる

○計画する建築物が、エリア別ガイドラインに位置付けられている「景観上重要な都市空間」に面する場合、多くの人々が楽しく快適に過ごせる空間となるよう、形態意匠に配慮する

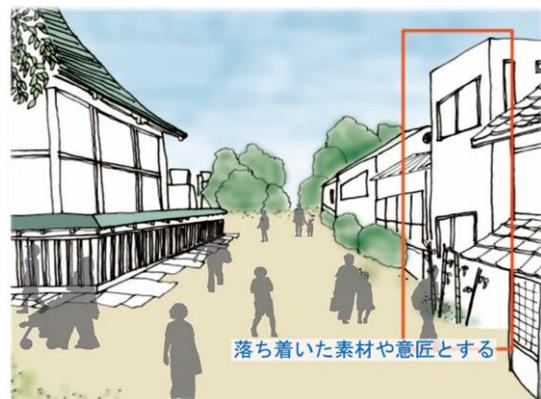
②ランドマークへの眺めに配慮する

■ランドマーク周辺の景観

例：6-4 諏訪エリア（諏訪神社）



形態意匠の配慮イメージ



【形態意匠上の配慮事項の例】

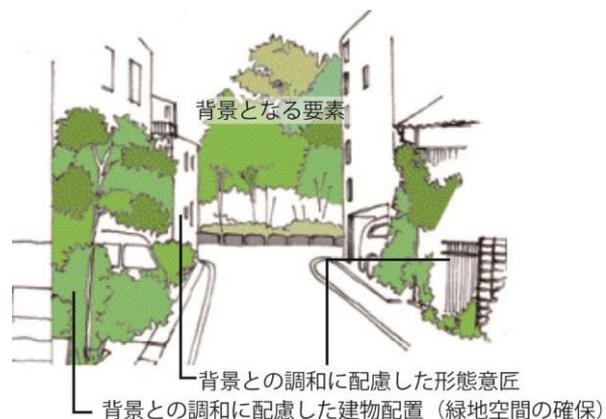
- 建築物の色彩は落ち着いた色彩とし、特に高彩度の色彩を避ける
- ランドマークの周辺においては、その雰囲気と調和した落ち着いた形態意匠とする
- 眺望景観に配慮し、建築物の高さ・配置（分節化等に配慮する）

○計画する建築物が、歴史的建造物などのランドマークへの眺めに影響を及ぼすおそれのある位置にある場合、その眺望景観の保全に配慮した形態意匠とする

○また、ランドマーク周辺においては、その雰囲気と調和した形態意匠とする

③背景を楽しむ景観（借景）に配慮する

■背景を楽しむ景観（借景）のイメージ



【形態意匠上の配慮事項の例】

- 背景となる要素に配慮した建築物配置、形態意匠とする

○計画する建築物が、背景を楽しむ景観に影響を及ぼすおそれのある位置にある場合、その眺望景観の保全に配慮した形態意匠とする

資料

□景観形成基準との対応表

「新宿区景観まちづくり計画」では、良好な景観の形成に関する方針に基づき、区分地区ごとに景観形成基準（景観法第8条第3項第2号の規定に基づく規制又は措置の基準）を定めています。

景観形成基準の内、形態意匠に関する事項は、以下の表の通りです。この表では、本手引きの第2部「具体的な取組み方」との対応関係を示しています。各基準を検討する際には、対応する手引きの項目を踏まえてください。

□景観形成基準との対応表の説明

景観形成基準 (形態意匠に関する基準を抜粋)		区分地区							第2部：具体的な取組み方									
		水とみどりの神田川・砂正寺川地区	歴史あるおもむき外濠地区	新宿御苑みどりと眺望完全地区	歴史的な井戸の神楽坂地区	エンターテインメント・ダンス・ライブ・歌謡・支町地区	高層の森系完全地区	一般地域	1. 周辺景観と調和した形状・デザインによる		2. 周辺景観と調和した素材・色彩を		3. 景観上重要な要素に配慮する					
									(1) 五色袋の歴史を記述する	(2) 意匠のまとまりの記述	(1) 景観を阻害するおもむきや水とみどりに配慮する	(2) 地域景観との調和を記述する	(1) 面的な景観要素を記述する	(2) 線的な景観要素を記述する	(3) 点的な景観要素を記述する			
素材・色彩	色基準	○色彩はみどりと調和した、低彩度のものとする					○											
		○色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る	○									○						○
		○色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る			○								○					
		○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る		○		○	○	○					○					
	その他	○外壁の色彩や素材は、周辺のまちなみと調和した落ち着いたものとする				○						○	○		○	○	○	○
		○外壁の色彩や素材は、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る	○	○					○				○	○	○	○	○	○
		○外壁の色彩や素材は自然素材にする、日本の伝統色を用いる、低彩度とするなど落ち着いたものとし、外濠周辺の歴史あるおもむきや水とみどりに調和するものとする		○										○				○
形態意匠全般	○外装材には反射素材を避けるなど、新宿御苑からの眺望を阻害しないようにする			○									○					
	○形態意匠は建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○形態意匠は建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。また、路地からの見え方に配慮し、路地景観を損なうおそれのない、落ち着いたものとする				○													
	○形態意匠は建築物単体のバランスだけでなく、外濠と周辺建築物等が一体となった歴史あるおもむきを感じる景観の創出に配慮する		○							○	○		○				○	

景観形成基準 (形態意匠に関する基準を抜粋)		区分地区							第2部：具体的な取り組み方		
		水とみどりの神田ニ・妙正寺ニ地区	新宿御苑周辺の眺望阻害防止地区	新宿御苑周辺の眺望阻害防止地区	江戸ターミナル周辺歌舞支店地区	一帯地区	密着の緑地地区	1. 周辺景観と調和した形状・デザインにする (1) 王貞徳の歴史を記憶する (2) 蔵元のまちづくりの記憶 (3) 地域歴史を踏襲する(新・旧)	2. 周辺景観と調和した素材・色彩を (1) 景観を損なわない(新・旧)の調和 (2) 地域歴史を踏襲する(新・旧)の調和 (3) 素材・色彩の作法	3. 景観上重要な要素に配慮する (1) 面的な景観要素に配慮する (2) 線的な景観要素に配慮する (3) 点的な景観要素に配慮する	
											○
形態意匠の調和	○形態意匠は建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や河川景観との調和を図る	○						○	○	○	○
	○形態意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や周辺景観との調和を図るとともに、庭園景観の背景としてふさわしいものとする			○				○		○	○
	○形態意匠は不整形や突出したものを避け、落ち着いたものとする			○				○		○	○
	○神田川・妙正寺川に対しても正面性をもたせ、河川景観に配慮した外構や配置とする	○						○			○
	○外堀通り沿いでは、外堀通りと並走する通りに対しても、入り口や開口部を設けるなど正面性をもたせ、並走する通りからの見え方にも配慮する		○					○			○
	○T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする					○		○	○	○	○
	○地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする					○		○	○	○	○
壁面の位置等	○神楽坂通り沿いでは、壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする			○			○	○	○		○
	○壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする		○		○		○				
	○形態意匠、配置、壁面の位置、隣棟間隔は、台地、外濠公園、鉄道の車窓から見て、棟間から背後のみどりや地形の変化が視認または想起できるように配慮する		○					○			○
	○坂道に面する場合、形態意匠、配置、壁面の位置、隣棟間隔は、外濠公園や鉄道の車窓から見て、坂道が視認または想起できるように配慮する		○					○			○
	○隣棟間隔を十分確保するとともに、長大な壁面は分節化するなど、新宿御苑からの眺望を阻害しないようにする また、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る			○				○			○
○壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

景観形成基準 (形態意匠に関する基準を抜粋)		区分地区							第2部：具体的な取り組み方													
		水とみどり の神田ニ ・妙正寺 ニ地区	歴史ある まちの外 濠地区	新宿御苑 内の眺 望地区	新宿御苑 内の眺 望地区	外濠 周辺の眺 望地区	外濠 周辺の眺 望地区	外濠 周辺の眺 望地区	1. 周辺景観と 調和した形 状・デザイン にする			2. 周辺景観と 調和した素 材・色彩を 選ぶ			3. 景観上重要 な要素に配 慮する							
									(1) 外濠の景観に配慮する	(2) 外濠の景観に配慮する	(3) 外濠の景観に配慮する	(1) 景観要素を考慮する	(2) 景観要素を考慮する	(3) 景観要素を考慮する	(1) 面的な景観要素に配慮する	(2) 線的な景観要素に配慮する	(3) 点的な景観要素に配慮する					
形態意匠全般	壁面の立廻り	○隣接する建築物の壁面等の位置を考慮した配置とする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		○神田川・妙正寺川沿いに、長大な壁面や設備等が露出することを避けるなど、河川景観との調和を図る	○							○									○			
	歩道の景観	○形態意匠は、伝統と現代が重なった粋なデザインとするなど、外濠周辺の歴史ある趣と調和した質の高いもの、風格のあるものとする		○							○		○						○			
		○路地沿いでは、和の風情に配慮した形態意匠とする				○						○		○					○			
	賑わいの景観	○形態意匠は、周囲の賑わいを損なわないものとする					○				○	○		○	○				○	○		
		○外堀通り沿いでは、低層部は開放的な意匠とするなど、賑わいの連続性に配慮し、歩きたくなる空間の創出を図る		○							○	○		○						○		
		○外堀通り沿いでは、軒線の連続性が感じられるようにするなど、まちなみの連続性に配慮し、歩きたくなる空間の創出を図る		○							○	○		○						○		
		○神楽坂通り沿いでは、低層部には開口部を大きくとりショーウィンドウなどを設置する				○					○	○		○						○		
	眺望ポイント	○遊歩道や橋からの見え方に配慮する	○																	○	○	
		○外濠周辺の道路、坂道、空地、寺社境内地等からの外濠への眺めへの影響をシミュレーションし、形態意匠、色彩、配置は、外濠への眺めに配慮する		○																	○	○
		○外濠内の主要な眺望点（公園、橋、遊歩道等）からの見え方をシミュレーションし、形態意匠、色彩、配置は、外濠からの見え方に配慮する。		○																		○
		○鉄道の車窓からのシークエンス景観に配慮し、外濠でしか得られない、みどりで包まれた眺め、歴史と風格を感じる眺め、開放感のある眺めなどの保全と創出を図る		○																		○
○新宿御苑内の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、新宿御苑からの眺望を阻害しないようにする				○																	○	